

第2期昭島市子ども・子育て支援事業計画

～すべての子どもが輝き、未来を創るまち 昭島

(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月

昭 島 市

はじめに

社会経済状況の変化に伴い、核家族化や少子化の進展など、子育て家庭と子どもを取り巻く環境が大きく変化している中であって、子育て家庭が抱える育児への不安や経済負担感などから、未だ少子化傾向の改善には至っていない状況にあります。

こうした中、国においては「子育て安心プラン」の推進により、待機児童解消対策のための受け皿の確保とともに、これを支える保育人材と保育の質の確保を図るとしており、更には「新・放課後子ども総合プラン」を推進し、いわゆる小1の壁を打破することなどにより、共働き家庭を支援し、少子化対策を推進すると同時に、次代を担う人材の育成を図るとしています。

また総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、昨年10月からは幼児教育・保育の無償化が実施され、子どもの保護者の経済的負担にも適切に配慮がなされるなど、子育てしやすい環境の改善に努めているところです。

本市におきましても、平成27年3月に策定した「昭島市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育園や認定こども園などの施設整備や学童クラブの増設などを着実に推進してきたほか、各種子育て支援事業の推進により、すべての子育て家庭の支援に努めてきたところです。

この取り組みを更に推進するため、前計画の進捗状況を踏まえるとともに、「子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査」や「パブリックコメント」の実施により、市民の皆様の声を参考としながら、ここに「第2期 昭島市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画に基づき、計画の基本理念であります、「すべての子どもが輝き、未来を創るまち 昭島」の実現に向け、それぞれの取り組みを通じて、子ども達が健やかに成長し、そして子育て家庭が安心して子育てできる、環境整備に努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力をいただきました「子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、ニーズ調査やパブリックコメントをとおして御協力いただきました市民の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和2年3月

昭島市長 白井伸介

目次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の基本理念	5
5 計画策定の体制	6
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境等	
1 人口・世帯・人口動態等	9
2 「第1期計画」の実施状況	15
3 ニーズ調査結果の概要	27
4 本市の子ども・子育て支援をめぐる課題	38
第3章 計画の基本的な考え方	
1 計画の基本方針と基本目標	43
2 計画の展開	44
3 教育・保育提供区域の設定	45
4 児童人口の将来予測	45
第4章 基本施策・事業の展開	
〈施策等体系〉	48
基本目標1 子ども一人ひとりへの丁寧な支援の推進	49
基本目標2 子どもがいきいきと育つ教育環境づくり	52
基本目標3 仕事と子育てを両立しやすい社会づくり	55
基本目標4 親と子の健康を育む環境づくり	58
基本目標5 地域ぐるみでの支援の充実	61
第5章 子ども・子育て支援のための事業	
1 序論	67
2 教育・保育給付の需要量の見込みと確保計画	72
3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園の推進）	76
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	77
5 教育・保育施設等の整備と運営の質の確保・向上	77
6 幼児期の特別支援教育、障害児保育等の推進	78
7 産休後・育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	78
8 地域型保育事業と特定教育・保育施設との連携	78
9 地域子ども・子育て支援事業などの需要量の見込みと確保計画	79
10 地域子ども・子育て支援事業の質の向上	94
11 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進	95

第6章 計画の推進と進行管理

1	計画推進の考え方.....	99
2	役割分担による推進.....	99
3	関係機関等との連携.....	101
4	計画の進行管理と点検・評価.....	102
5	国・都への要望.....	102

◇付属資料◇

資料1	用語説明.....	105
資料2	昭島市子ども・子育て会議条例.....	113
資料3	昭島市子ども・子育て会議委員名簿.....	115
資料4	昭島市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会要綱.....	116
資料5	昭島市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会委員名簿.....	118
資料6	計画検討の経過.....	119
資料7	第2期昭島市子ども・子育て支援事業計画（素案）にかかる 意見募集（パブリック・コメント）について.....	120

年等の表記について

「2019年（年度）」については、2つの元号にわたっているため、本計画書では、基本的に、4月30日までの事項を表す場合には「平成31年（年度）」、5月1日以降の事項を表す場合には「令和元年（年度）」と時期によって書き分けて記載しています。

第 1 章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

急速な少子化を背景に、子どもを取り巻く環境が変化するなか、社会全体で子ども・子育てを支援することが重要になっています。このような状況の下、国では『新エンゼルプラン』（平成 11 年）や「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年）に基づき、少子化対策や就労支援等の対策を実施してきたところです。

昭島市においても、平成 26 年度までを計画期間とした「次世代育成支援行動計画」を策定し、この計画に基づき全ての子どもと子育て家庭を対象に、子ども・子育て支援に取り組んできました。

さらに、国は平成 24 年8月に、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会をめざして「子ども・子育て支援法」などの「子ども・子育て関連3法」を制定しました。この「子ども・子育て関連3法」に基づき「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年に施行され、質の高い幼児期の教育や乳幼児期の保育の総合的な提供、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることが求められました。そこで、本市では、新制度に基づく第1期の事業計画として、平成 27 年3月に「昭島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、この計画に基づき施策を推進してきました。

しかし、事業の一定の進捗は図られているものの、未だ保育所・学童クラブともに待機児童の解消には至っていない中、平成 29 年6月に示された国の「子育て安心プラン」では、女性の就業率 80%を見込み、それに伴う保育の受け皿を確保することとされたほか、平成 30 年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、すべての児童が放課後などを安全・安心に過ごせる環境整備も求められるなど、子ども・子育て支援への取組をさらに加速する必要があります。

また、令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化や、いわゆる「働き方改革」などへの対応も図らなければならないほか、相次ぐ児童虐待への対応や、経済的に困難な状況にある世帯の子どもへの支援など、総合的かつ多角的に施策を推進しなければなりません。

そのためには、子ども・子育て支援の量・質の改善・充実に向けて、国、東京都、本市、また家庭、学校、地域、事業者、その他あらゆる分野において、子ども・子育て支援の重要性についての理解を深め、各々が協力・連携してその役割を果たすことが必要です。

それぞれの取組を通じて、本市の若い人たちが家庭を築き、子どもを産み育てるといふ希望をかなえ、全ての子どもが健やかに成長できる地域社会の実現を目指すことを目的として、ここに『第2期 昭島市子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。

2 計画の位置づけ

■この計画は、子ども・子育て支援法（以下「法」と言う。）第61条第1項に基づき、昭島市の子どもと子育て家庭を対象として市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

■また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築・強化し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

■策定にあたっては、法をはじめ、関連の先行計画「次世代育成支援行動計画」における取組と、子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえ、『新・放課後子ども総合プラン』に関して国の方針で定める事項についても併せて盛り込んでいます。同時に、さまざまな分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

■子どもの対象範囲について

0 歳	0歳 乳児期	1 歳	1歳～5歳 幼児期	6 歳	6歳～11歳 学童期 ※学校教育を除く 放課後	12 歳	12歳～17歳 対象範囲外 ※一部「養育支援 事業」のみ対象	18 歳
子ども・子育て支援法（中心対象年齢）								



3 計画の期間

法第61条に基づき、法の施行の日から5年を1期として作成します。
本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。



4 計画の基本理念

本計画の基本理念を

すべての子どもが輝き、未来を創るまち 昭島

とし、子ども・子育て支援事業等に取り組んでいきます。

「すべての」とは、

子どもの置かれている状況や子育てをめぐる環境はさまざまであることから、障害、疾病、虐待、貧困、外国につながりをもつ等、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族、また、ひとり親家庭や共働き家庭、保護者のいずれかが家庭で子育てをする世帯を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象にします。

「子どもが輝き」とは、

子ども自身が将来の夢や希望を持ち、子どもの生存と発達が保障され、子どもが輝くことで、家族や保護者も輝ける状態につながってほしい、という願いを示します。

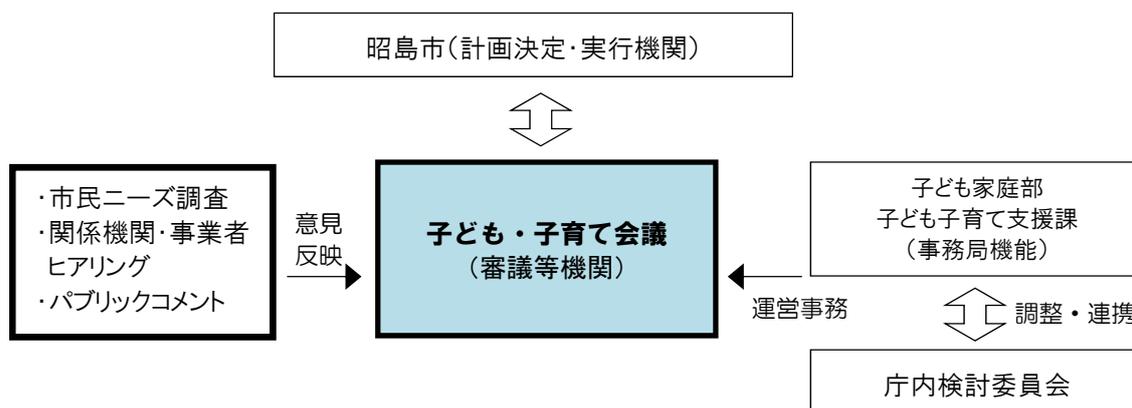
「未来を創るまち」とは、

「次世代育成支援後期行動計画」の将来像を引き継いだものであり、「子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在になる」ことは、世代を超えて市民共通の願いであることを示します。

5 計画策定の体制

(1) 「子ども・子育て会議」の設置

本計画の策定にあたっては、法第77条に定められている「昭島市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」と言う。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。



(2) 「ニーズ調査」の実施

次の2点について把握するため、下記のとおり「ニーズ調査（「就学前児童保護者調査」・「小学生保護者調査」）」を実施しました。

- ① 就学前児童、小学生の保護者の子育てに関する意識・意見等の収集。
- ② 「子ども・子育て支援事業計画」で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量を推計する基礎データを得ること。

項目	区分	配付数	有効回収数	有効回収率
調査対象	就学前児童の保護者	3,818 通	1,902 通	49.8%
	小学生の保護者	2,182 通	1,082 通	49.6%
対象者の抽出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学前児童保護者調査…該当する全世帯へ実施 ・ 小学生保護者調査…住民基本台帳からの無作為抽出 			
調査期間	平成31年1月4日（金）～1月21日（月）			
調査方法	郵送配付－郵送回収法			

第 2 章 子ども・子育てを取り巻く環境等

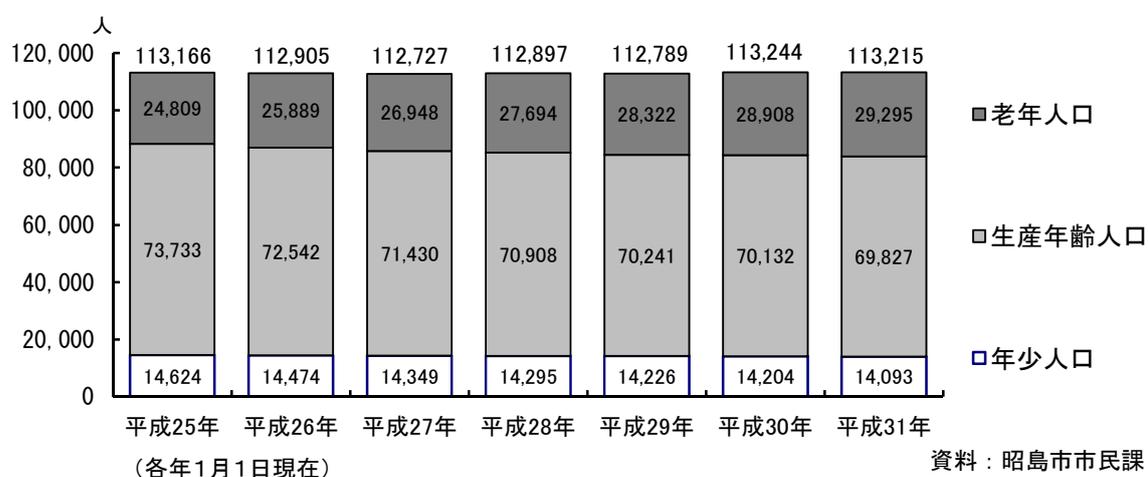
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境等

1 人口・世帯・人口動態等

(1) 人口の推移

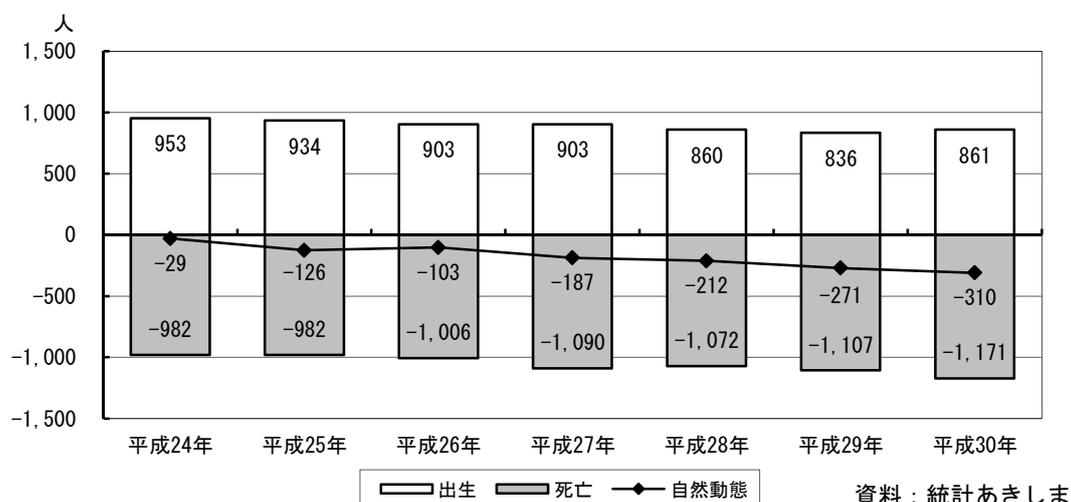
本市の人口は、近年は微増・微減を繰り返し、ほぼ横ばいになっています。平成31年1月1日現在では113,215人となっています。

少子高齢化が進行し、年少人口（0～14歳）・生産年齢人口（15～64歳）はともに年々減少し、老年人口（高齢者人口、65歳以上）が年々増加しています。

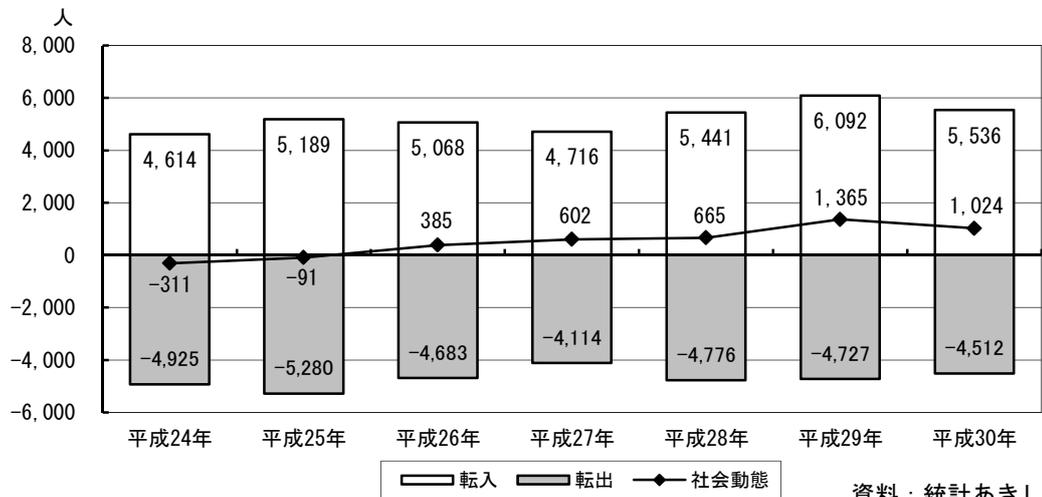


(2) 自然動態・社会動態

自然動態（出生－死亡）では、近年は死亡数が出生数を上回る“自然減”の状態が続いており、その幅が大きくなる傾向を示しています。



社会動態（転入－転出）については、近年は例年、転入が転出を上回る“社会増”となっており、平成29・30年では1,000人を超える社会増になっています。



(3) 児童のいる世帯

児童のいる世帯については、平成27年で、18歳未満の子どもがいる一般世帯の割合が全世帯の21.3%、6歳未満の子どもがいる一般世帯の割合が全世帯の8.9%で、いずれも東京都全体の数値を上回っています。

世帯数等の現状

単位：人、%

区分	昭島市			東京都				
	平成17年	平成27年	伸び率	平成17年	平成27年	伸び率		
実数	一般世帯数	A	44,531	48,208	8.3	5,747,460	6,690,934	16.4
	一般世帯人員	B	108,443	109,625	1.1	12,246,414	13,315,400	8.7
	6歳未満親族のいる一般世帯数	C	4,569	4,286	-6.2	454,776	499,546	9.8
	18歳未満親族のいる一般世帯数	D	10,818	10,246	-5.3	1,055,958	1,154,095	9.3
	一世帯当りの人員	B/A	2.4	2.3	-6.6	2.1	2.0	-6.6
	核家族世帯数	E	27,669	28,588	3.3	2,931,367	3,200,889	9.2
	母子世帯数	—	3,558	4,044	13.7	370,750	429,346	15.8
	父子世帯数	—	715	797	11.5	70,086	74,518	6.3
割合	6歳未満親族のいる一般世帯数	C/A	10.3	8.9	-	7.9	7.5	-
	18歳未満親族のいる一般世帯数	D/A	24.3	21.3	-	18.4	17.2	-
	核家族世帯数	E/A	62.1	59.3	-	51.0	47.8	-

資料：国勢調査

注1：国勢調査、伸び率は平成27年/平成17年

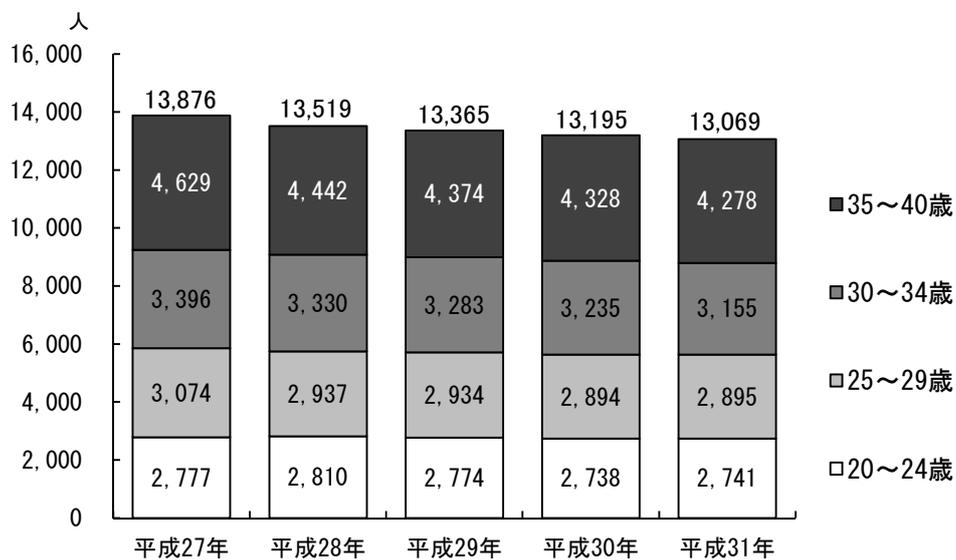
注2：「一般世帯」とは、入所施設等の世帯を除いた世帯のこと。

注3：「核家族世帯」とは、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもだけの世帯、一人親と子どもだけの世帯。

しかしながら、10年前と比べるといずれも割合が減少しており、都全体を上回る減少幅を示しています。

(4) 20歳～40歳女性人口の状況（過去5年）

20～40歳の女性の数は、過去5年間で807人、割合では約5.8%減少しています。

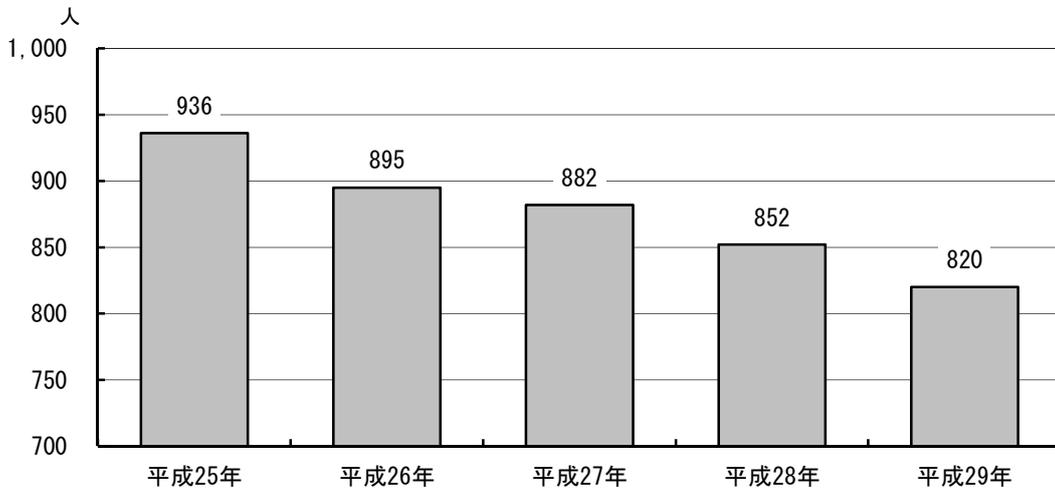


(各年4月1日現在)

資料：昭島市市民課

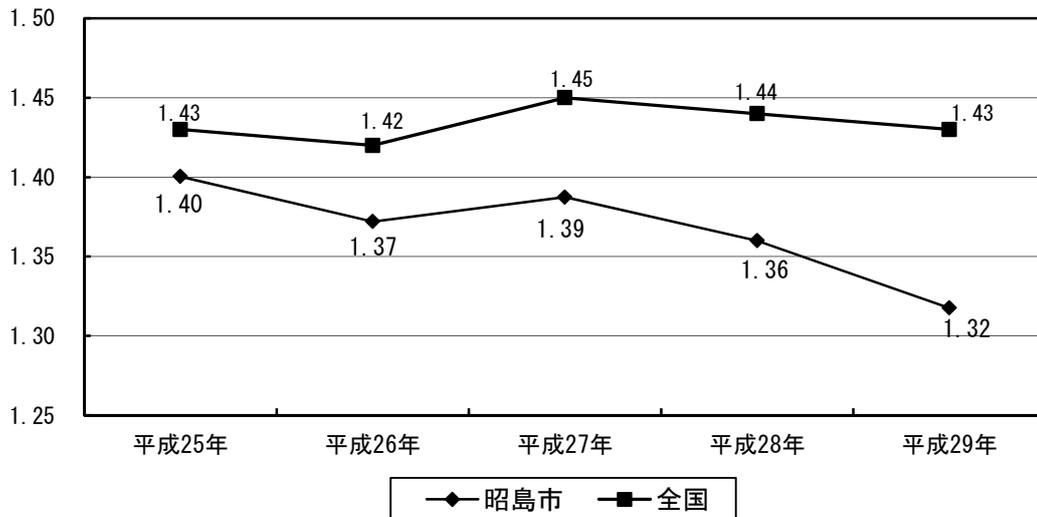
(5) 出生の状況

出生数については、近年は年によって減少数に幅があるものの、年々減少を示しています。平成29年には820人となっています。



資料：人口動態統計

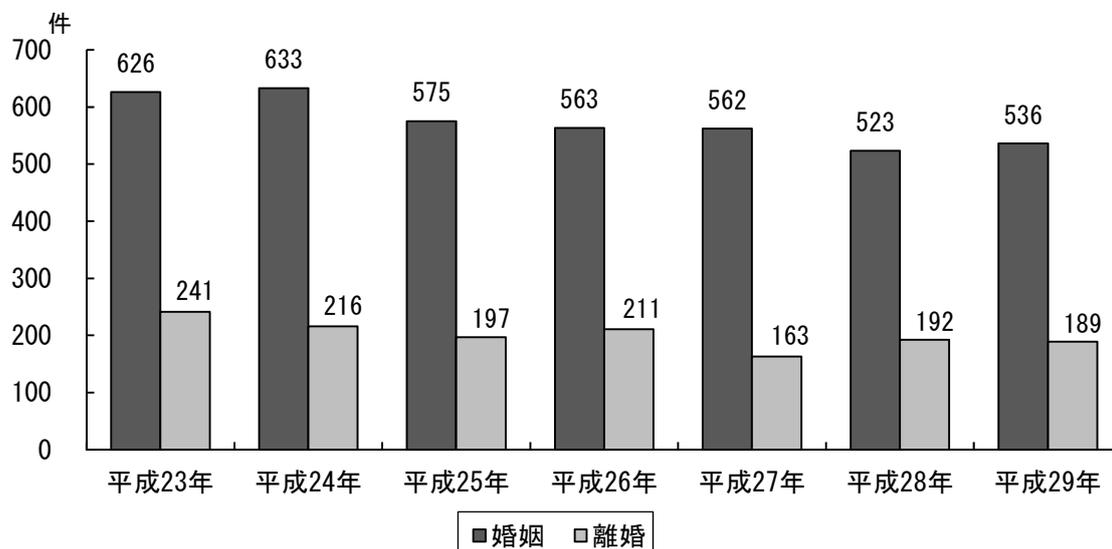
合計特殊出生率では、本市の数値は平成25年以降、例年全国を下回る傾向を示しています。



資料：人口動態統計

(6) 婚姻・離婚の状況

婚姻数は年度による増減があり、近年は横ばいの状況になっています。また、離婚件数は、近年は例年 200 件弱の件数となっており、婚姻が離婚を上回る状態が続いています。

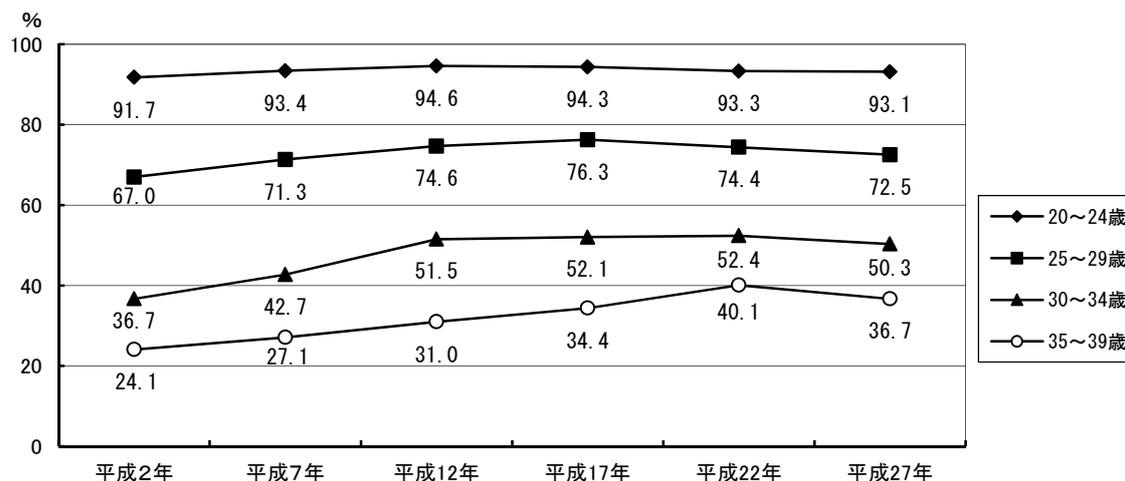


資料：人口動態統計

(7) 未婚率の状況

<男性>

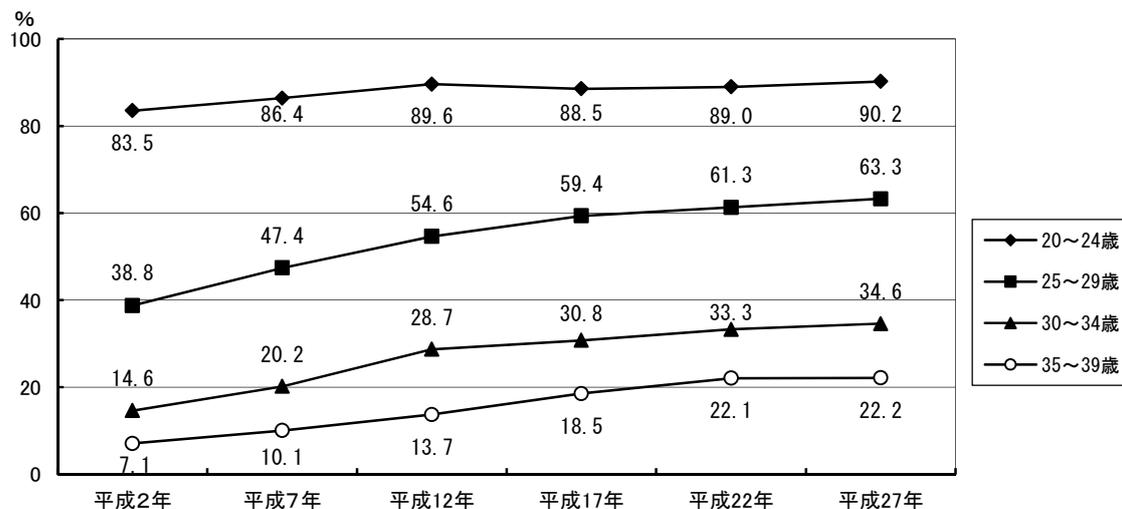
男性の未婚率は、平成 27 年には 35 歳～39 歳で約 37%となっています。



資料：国勢調査

<女性>

同年の女性の未婚率は、35歳～39歳で約22%となっています。

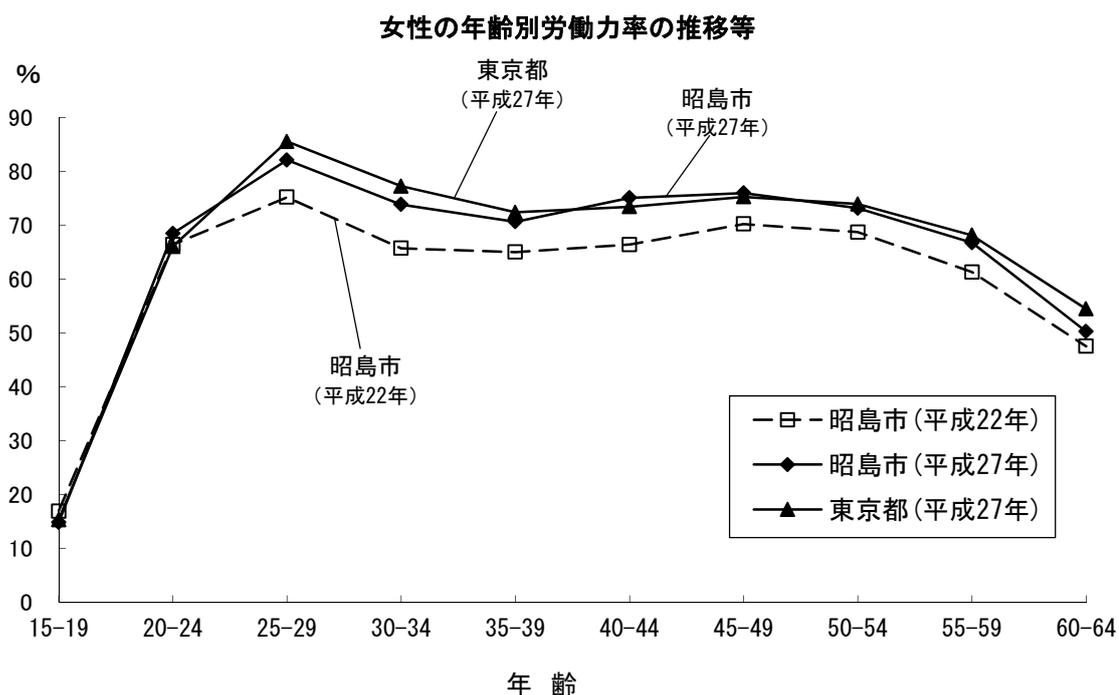


資料：国勢調査

(8) 女性の就労の状況

女性の労働力率をみると、20歳代まで労働力率が上昇し、30～34歳の年齢層で低下に転じる、いわゆる「M字カーブ」を描いていますが、以前に比べ曲線が緩やかになっています。

また、東京都全体と比べた場合、都とほぼ同形の曲線を描いているものの、詳しくみると、20歳代前半と40歳代を除くすべての年齢層で、本市の数値は都をやや下回っています。



資料：国勢調査

2 「第1期計画」の実施状況

(1) 教育・保育施設の状況

① 幼児期の学校教育（幼稚園・認定こども園）《1号認定：3～5歳児》

○定員数に対して、各年度、少なめの入所児童数となっています。

○私学助成幼稚園の利用児童数は、年々減少する計画になっています。

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
(A) 当初の量の見込み	1,089	1,045	1,097	1,075	1,075
(B) 確保計画	30	30	130	230	330
(C) 実定員数	1,430	1,460	1,460	1,460	1,460
(C) - (B)	1,400	1,430	1,330	1,230	1,130
入所児童数	1,092	1,071	1,070	1,003	982
私学助成幼稚園（計画値） （各5月1日時点）	1,485	1,485	1,385	1,285	1,185

② 幼児期の学校教育・保育（保育所・認定こども園） ≪2号認定：3～5歳児≫

○確保計画に対して少なめの定員数となっていますが、計画期間の後半にはその差が縮小しています。

○入所児童数は、定員を下回っていますが、平成30・31年度ではほぼ定員数となっています。

○各年度4月1日時点の待機児童数は、一桁の人数となっています。

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
(A) 当初の量の見込み	1,482	1,404	1,472	1,442	1,463
(B) 確保計画	1,610	1,694	1,706	1,685	1,685
(C) 実定員数	1,567	1,656	1,675	1,678	1,678
(C) - (B)	▲43	▲38	▲31	▲7	▲7
入所児童数	1,472	1,530	1,584	1,676	1,675
待機児童数 (各4月1日時点)	0	5	2	5	0

③ 幼児期の保育（保育所・認定こども園） ≪3号認定：0～2歳児≫

○確保計画に対して若干少なめの定員数となっています。

○入所児童数は、例年、定員を上回っています。

○各年度4月1日時点の待機児童数は、二桁の人数となっています。

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
(A) 当初の量の見込み	1,188	1,193	1,150	1,136	1,121
(B) 確保計画	1,058	1,145	1,192	1,192	1,192
(C) 実定員数	1,056	1,127	1,165	1,171	1,175
(C) - (B)	▲2	▲18	▲27	▲21	▲17
入所児童数	1,103	1,145	1,209	1,212	1,194
待機児童数 (各4月1日時点)	51	16	15	30	12

④ 待機児童の状況

○待機児童数の推移をみると、平成26年度以降同29年度まで減少傾向で推移していますが、30年度は増加し、31年度には再び減少しています。

○例年、4月以降、年度末に向けて待機児童数が増えていきます。

単位：人

平成26年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	合計
4月	3	52	6	4	0	65
10月	65	79	15	11	1	171

平成27年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	合計
4月	0	16	35	0	0	51
10月	64	36	45	1	1	147

平成28年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	合計
4月	2	13	1	5	0	21
10月	57	23	5	8	0	93

平成29年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	合計
4月	3	12	0	2	0	17
10月	38	31	5	0	0	74

平成30年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	合計
4月	0	21	9	5	0	35
10月	24	15	5	4	1	49

2019年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	合計
4月	0	11	1	0	0	12
10月	30	9	0	0	2	41

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

① 利用者支援事業

○身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業などについての情報提供と、必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連携・調整を行います。

○「基本型」については、計画では平成28年度以降は3か所としていましたが、実績は1か所のままで推移しています。

○本市では、平成28年度から「子育て世代包括支援センター」を設置し、「母子保健型」を実施しています。平成29年度までは実績が計画値を下回っていましたが、30年度は実績が計画値を上回っています。

(単位：か所/人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者支援事業 (基本型)	計画値	1か所 市窓口	3か所 市窓口 子育てひろば	3か所 市窓口 子育てひろば	3か所 市窓口 子育てひろば
	実績	1か所 市窓口	1か所 市窓口	1か所 市窓口 (出張相談)	1か所 市窓口 (出張相談)
利用者支援事業 (母子保健型)	計画値		923	915	901
	実績		899	873	916

② 時間外保育事業（延長保育事業）

○保育所で通常の開所時間（11時間）を超えて保育する事業です。

○実績が上回ったため、中間見直し時に平成30・31年度の計画値の修正を行いました。

○平成30年度は、それまでの年度とは異なり、実績が計画値を下回っています。

(単位：か所/人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画値	延べ利用者数	46,203	46,203	46,203	65,900
実績	実施か所数	24	26	23	23
	延べ利用者数	65,453	60,725	53,508	54,556

③ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

○「学童クラブ」は、保護者の就労等により放課後保育が必要な児童を対象に、安心・安全な居場所の確保と遊び・学習・各種体験活動の場の提供を行うとともに、健全育成を図る事業です。

○本市では、低学年を対象にして実施しています。

○計画値を上回っていますが、地域により一部、待機児童が発生しています。

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	1,030 (20 か所)	1,070 (19 か所)	1,071 (19 か所)	1,070 (19 か所)
実績	1,179 (21 か所)	1,210 (21 か所)	1,210 (21 か所)	1,210 (21 か所)

※（ ）内は実施か所数

待機児童の状況（学童クラブ）

（単位：人）

学年 年度	1 年生	2 年生	3 年生	合 計
平成 26 年度	4	3	3	10
平成 27 年度	0	0	0	0
平成 28 年度	4	2	2	8
平成 29 年度	1	3	4	8
平成 30 年度	2	6	4	12
平成 31 年度	2	6	7	15

※各年度 4 月 1 日現在

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

○ショートステイ

保護者が病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等で家庭で児童の養育をできない場合に、一時的に預かる事業です。【委託施設】…1か所（「保健福祉センター」内）、定員：日中預かり6名・宿泊3名。

平成30年度では、実績が計画値を上回っています。

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画値	110	110	110	110
実績	46	61	53	133

○トワイライトステイ

保護者が就労、病気などで夜間にわたり家庭で児童の養育ができない場合に、一時的に預かる事業です。月曜日から土曜日の午後5時～午後10時まで。

【委託施設】…1か所（児童養護施設内）、定員：1日2名。

第1期計画期間中の4年間で、常に実績が計画値を上回っています。

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画値	116	116	116	116
実績	324	144	194	211

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業等）

○生後3～4か月までの乳児のいる家庭を保健師または助産師が訪問し、さまざまな不安や悩みを聴いて子育て支援に関する情報の提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握して助言等を行います。

子どもが出生後に長期入院するなど、やむを得ない事情で全戸訪問には至らず、実績が計画値を下回っています。

（単位：人）

対象者数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画値	929	923	915	901
実績	868	837	821	885

⑥ 養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

○児童の養育について支援が必要でありながら、支援を求められない状況にある家庭に、訪問による専門的な指導や育児支援等を行う事業です。

おおむね計画どおりの実施となっておりますが、「養育支援訪問」（回数）、「要保護児童対策地域協議会（個別ケース会議）」（回数）については、実績が計画値を上回っています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
養育支援訪問回数	計画値	33 回	33 回	33 回	33 回
	実 績	36 回	73 回	112 回	126 回
支援者数	計画値	10 人	10 人	10 人	10 人
	実 績	10 人	13 人	13 人	16 人
育児支援ヘルパー派遣件数	計画値	20 件	20 件	20 件	20 件
	実 績	17 件	18 件	36 件	19 件
要保護児童対策地域協議会 （代表者会議開催数）	計画値	1 回	2 回	1 回	2 回
	実 績	1 回	2 回	1 回	2 回
要保護児童対策地域協議会 （実務者会議開催数）	計画値	4 回	4 回	4 回	4 回
	実 績	4 回	4 回	4 回	4 回
要保護児童対策地域協議会 （個別ケース会議開催数）	計画値	65 回	65 回	65 回	65 回
	実 績	96 回	95 回	111 回	173 回

⑦ 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）

○公共施設や保育所等、地域の身近な場所で、0歳～3歳までの子と保護者が気軽に集い、相互交流を行って子育ての不安、悩みを相談し、情報収集できる場所を提供する事業です。

- ・子育てひろば（一般型）……5か所 親子交流、情報提供、子育て相談を行っています。
- ・子育てひろば（都単独型）…30か所 保育所、幼稚園で子育て相談を行っています。

○「一般型」では、実績が計画値を上回る傾向となっています。

「都単独型」については、実績が計画値を下回っています。

（単位：人/件数）

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子育てひろば 事業（一般型）	延べ利用者数	計画値	23,705 (4か所)	24,415 (5か所)	25,150 (5か所)	25,900 (6か所)
		実績	23,938 (4か所)	22,718 (4か所)	26,314 (5か所)	32,193 (5か所)
子育てひろば 事業（都単独型）	延べ相談件数	計画値	3,345 (27か所)	3,345 (29か所)	3,595 (29か所)	3,595 (29か所)
		実績	1,958 (26か所)	2,088 (28か所)	1,880 (29か所)	2,035 (30か所)

※（ ）内は実施か所数

⑧ 一時預かり事業

○「一時預かり事業」は、次の2つのタイプで実施されています。

①幼稚園、認定こども園の在園児を対象とした、教育時間を延長しての一時預かり事業（預かり保育、延長保育）。

②保護者の疾病、出産及び親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたいときに一時的に保育所などで児童を預かる事業。

- ・専用スペースによる一時預かり事業

- ・都単独型一時預かり事業…各保育所における基準面積・職員配置を確保したうえで一時預かり事業

○「幼稚園」の実績が上回ったため、中間見直し時に平成30・31年度の計画値の修正を行いました。

○「専用スペース（保育所）型」はほぼ計画値どおりの実績となっていますが、「都単独型」は計画値を下回る実績を示しています。「幼稚園」は、平成29年度までは実績が計画値を上回っており、その結果、合計値においても実績が計画値を上回る傾向になっています。

（単位：人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
幼稚園一時預かり 延べ利用者数（7か所）	計画値	9,800	9,800	9,800	16,500
	実績	15,307	17,302	19,900	18,478
都単独型一時預かり 延べ利用者数（21か所）	計画値	1,931	1,931	1,931	1,931
	実績	1,254	1,661	1,875	1,844
専用スペース(保育所)型 延べ利用者数（1か所）	計画値	2,019	2,019	2,019	2,019
	実績	2,020	1,854	2,080	1,920
合 計	計画値	13,750	13,750	13,750	20,450
	実績	18,581	20,817	23,855	22,242

⑨ 休日保育事業

○保育所等を利用している子どもで保護者の勤務形態や疾病等の都合により、日曜・祝日に家庭で保育できない場合に児童を預ける事業です。

対象者…保育所在園児 1歳以上。

○計画では、「休日保育」の利用者数についてほぼ横ばいの状況を見込みましたが、実績が大きく上回ったため、中間見直し時に平成30・31年度の計画値の修正を行いました。

【実施場所】…上ノ原保育園分園 1か所、定員：1日10名。

○実績が計画値を上回って推移しています。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画値	260 (1か所)	260 (1か所)	260 (1か所)	500 (1か所)
実績	375 (1か所)	477 (1か所)	538 (1か所)	548 (1か所)

※ () 内は実施か所数

⑩ 病児・病後児保育事業

○病氣中または病氣の回復期にある子ども(病児・病後児)を専用の保育室で預かる事業です。

○実績が上回ったため、中間見直し時に平成30・31年度の計画値の修正を行いました。

【実施場所】

- ・病児保育室…太陽こども病院内(1か所)、定員：1日8名
- ・病後児保育室…昭和郷保育園内(1か所)、定員：1日3名

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画値	389 (2か所)	389 (2か所)	389 (2か所)	450 (2か所)
実績	435 (2か所)	464 (2か所)	412 (2か所)	460 (2か所)

※ () 内は実施か所数

⑪ ファミリー・サポート・センター事業

○子育ての手助けが欲しい人（「利用会員」）、子育ての手伝いをしたい人（「協力会員」）に会員登録をしていただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動の事業です。対象年齢…0歳～12歳（小学生まで）

○計画値を超える事業と大きく下回る事業がみられ、中間見直しを行い平成30・31年度の計画値を修正しました。

○平成30年度では、「学童送迎」と「通院等による」一時預かりは計画値に達していますが、「障害児送迎」と「保育所送迎」の一時預かりは計画値を下回っています。

（単位：人）

（延べ利用者数）		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
障害児送迎・一時預かり	計画値	1,900	1,900	500	500
	実績	1,311	520	280	126
保育所送迎・一時預かり	計画値	1,280	1,280	1,280	1,280
	実績	1,401	1,194	866	1,028
学童送迎・一時預かり	計画値	400	400	900	900
	実績	872	923	767	1,098
通院等による一時預かり	計画値	1,130	1,130	1,130	1,130
	実績	1,549	1,329	1,093	1,712
合 計	計画値	4,710	4,710	3,810	3,810
	実績	5,133	3,966	3,006	3,964

⑫ 妊婦健康診査事業

○妊婦の健康管理を目的として医療機関に委託して健康診査を実施しており、14回までの公的助成を行っています。

○里帰り期間が長引く傾向があることなどにより、実績が計画値を下回っています。

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画値	929	923	915	901
実績	894	864	802	818

⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

○世帯の所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設への通園に必要となる「実費徴収にかかる費用」の全部または一部を助成する事業です。

○対象者は、市民税非課税世帯であって、施設型給付となる「認定こども園」、「保育所」、「幼稚園」と地域型保育給付となる小規模保育所等に通園する子どもで、給付実績は下表のとおりとなっています。

(単位：件)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	—	—	—	—
実 績	11	7	22	5

3 ニーズ調査結果の概要

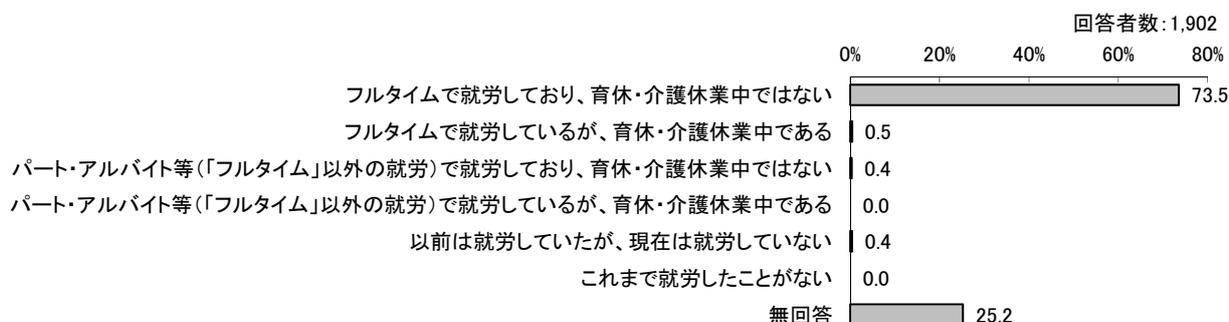
本市では、本計画を策定するに当たり、平成31年1月4日から21日の期間で、市内に在住する子育て世帯を対象に、子育ての生活実態や要望・意見等を把握して基礎資料を得ることを目的としてアンケート形式による調査を実施しました。そのおもな結果を抜粋して掲載します。

※小数第2位を四捨五入して表示している関係で、各項目の割合の合計が100.0%にならない場合があります。なお、本章中の以降の各グラフについても同様です。

(1) 保護者の就労状況（就学前児童）

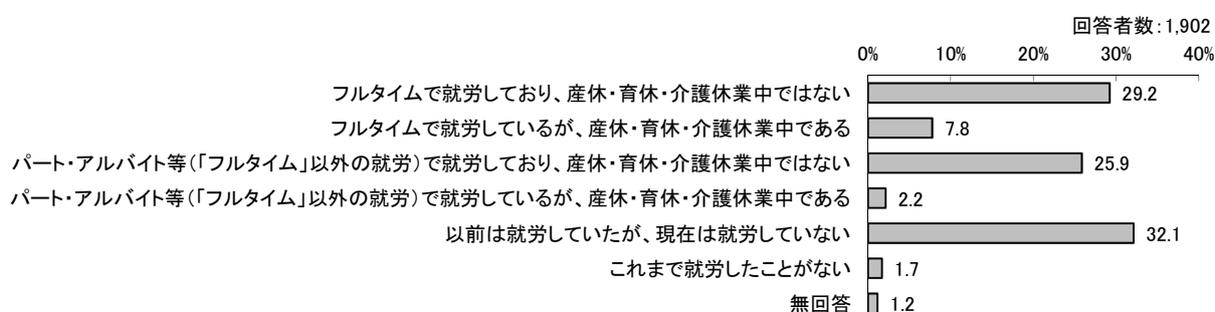
①父親の就労状況

○父親の就労状況は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が73.5%となっています。



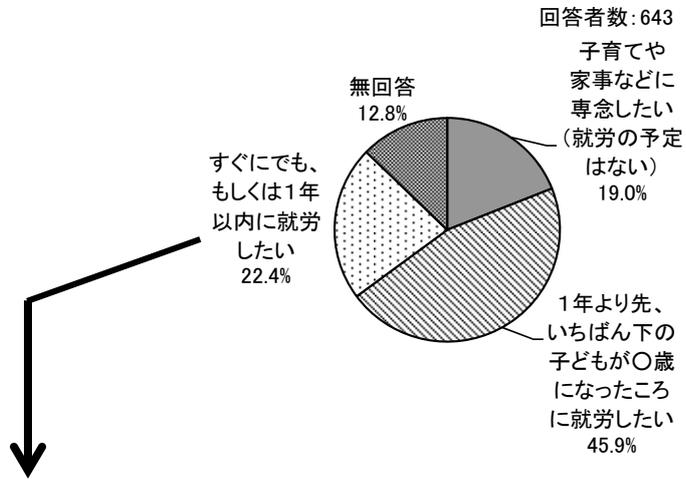
②母親の就労状況

○母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が32.1%、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が29.2%となっています。

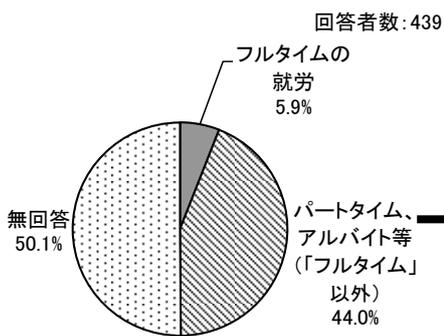


【現在就労していない母親の今後の就労希望】

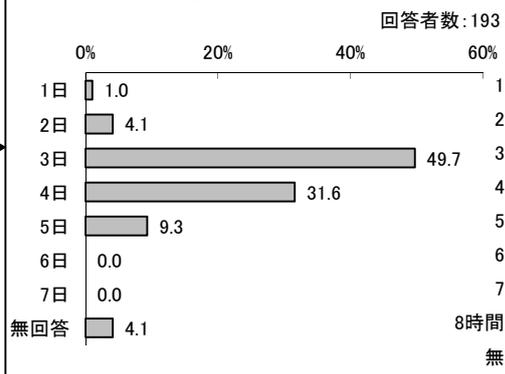
○現在就労していない母親の就労希望は、「1年より先、いちばん下の子どもが一定の年齢になったところに就労したい」が45.9%、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が22.4%となっています。



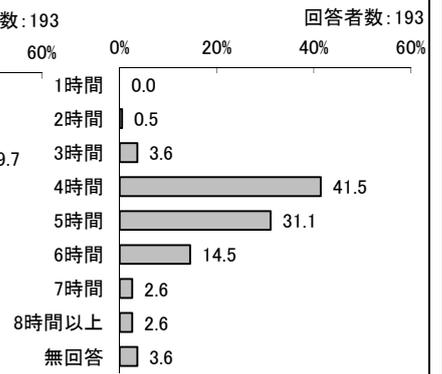
●希望する就労形態



●(パート等で)就労したい日数



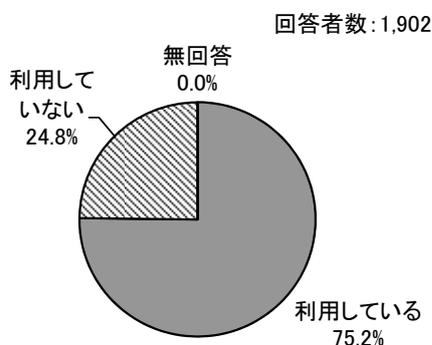
就労したい時間



(2) 教育・保育事業の利用について（就学前児童）

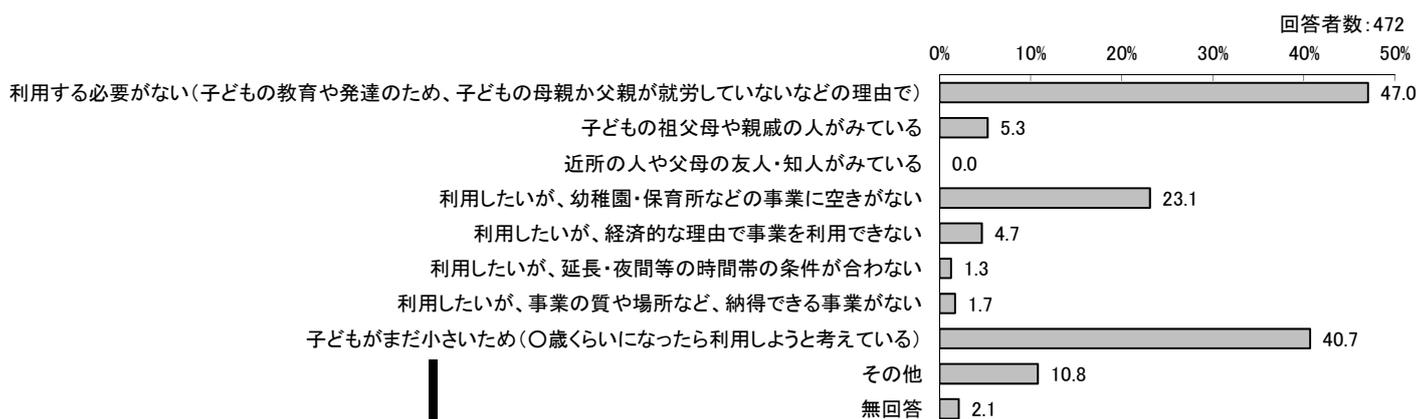
①平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園、保育所など）の利用状況

○定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」が75.2%となっています。

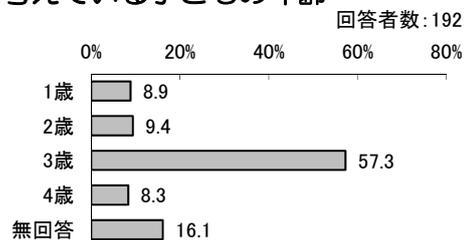


②現在、利用していない理由と今後の利用意向

○現在利用していない理由については、「利用する必要がない」が47.0%となっています。

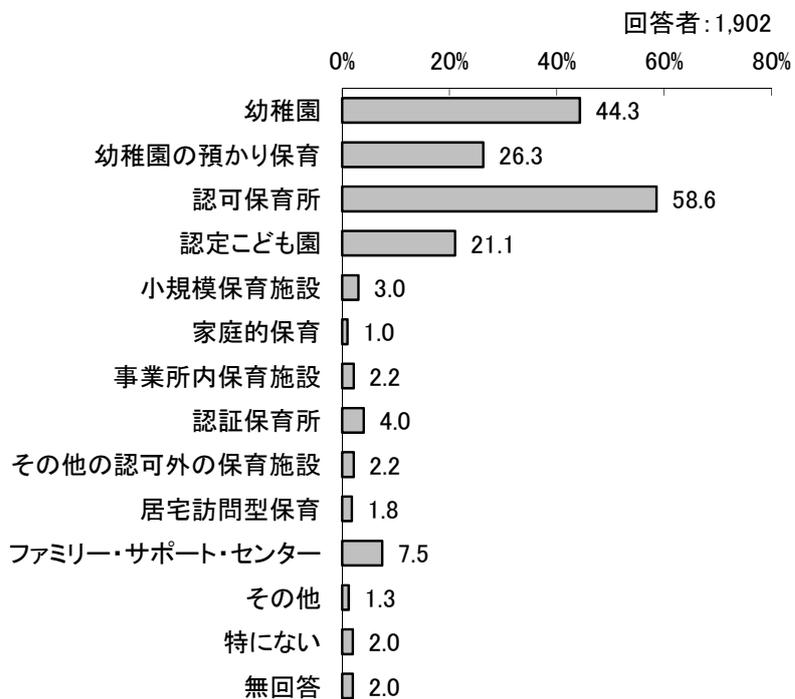


●利用しようと考えている子どもの年齢



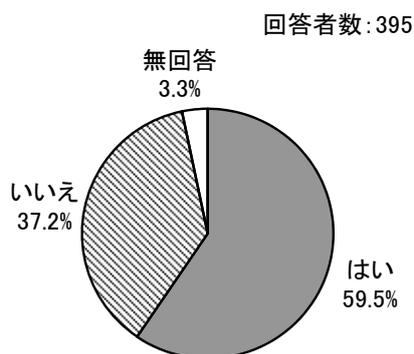
③利用したいと考える事業

○「認可保育所」が 58.6%、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が 44.3%となっています。



④幼稚園利用の強い希望の有無

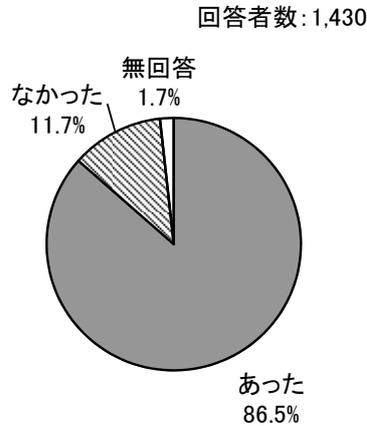
○上記質問で「幼稚園」または「幼稚園の預かり保育」を選び、かつ「認可保育所」から「その他」までのいずれかを選んだ人に、特に幼稚園の利用を強く希望するか尋ねたところ、「はい」が 59.5%となっています。



(3) 子どもが病気やケガのときの対処について（就学前児童）

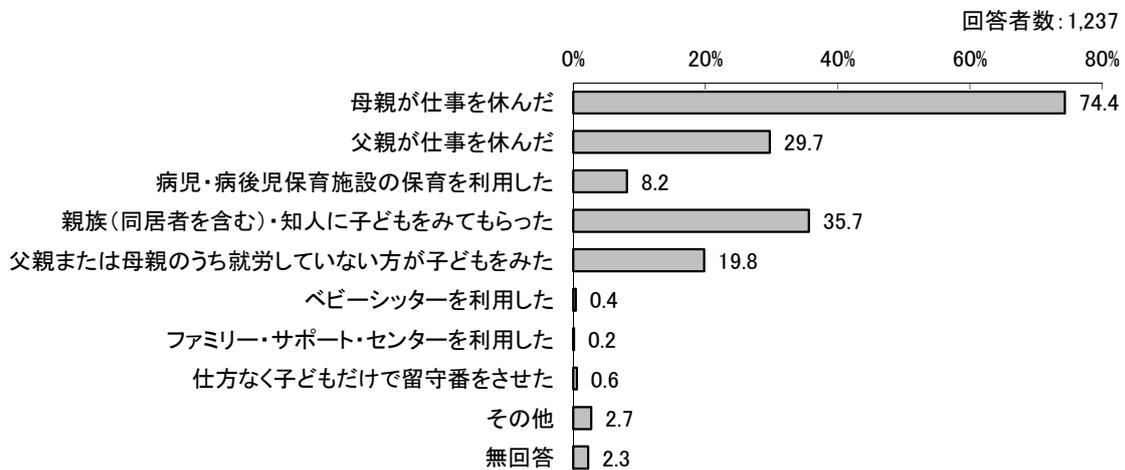
①子どもが病気やケガで幼稚園・保育所などを利用できなかったこと

○この1年間に子どもが病気やケガで事業を利用できなかったことが「あった」が86.5%となっています。



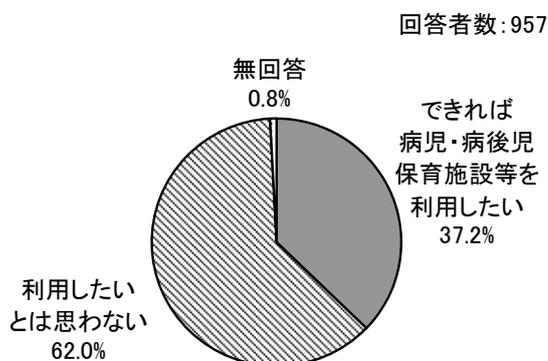
②そのときの対処方法

○対処方法としては、「母親が仕事を休んだ」が74.4%、次いで「親族（同居者を含む）・知人に子どもをみてもらった」が35.7%となっています。



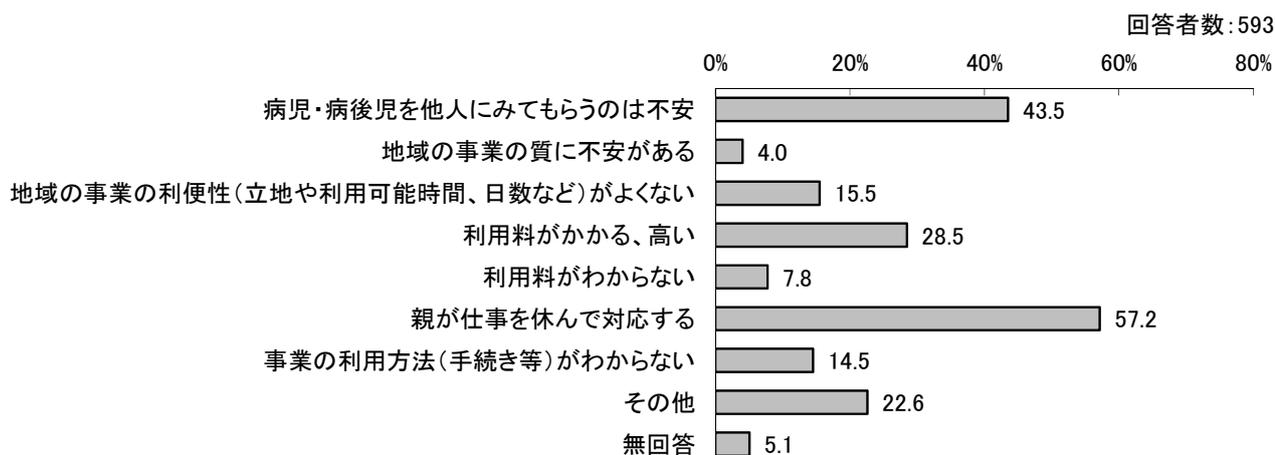
③病児・病後児保育の利用意向の有無

○病児・病後児保育の利用については、「利用したいとは思わない」が62.0%となっています。



④病児・病後児保育等を利用したいと思わない理由

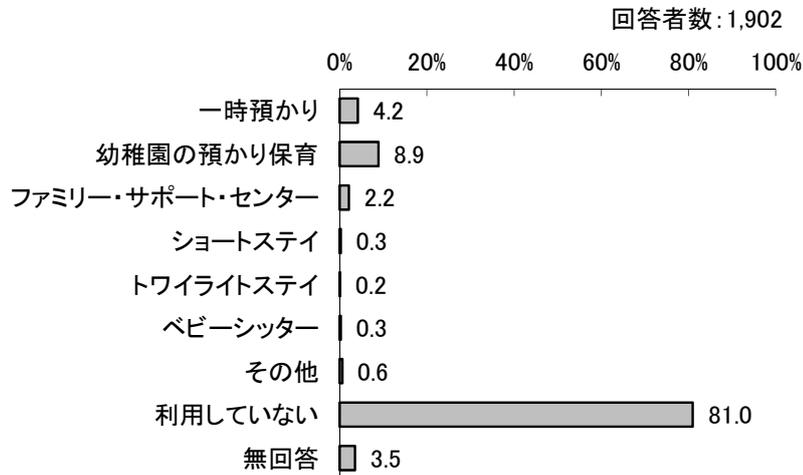
○病児・病後児保育等を利用したいと思わない理由としては、「親が仕事を休んで対応する」が57.2%、次いで「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」が43.5%となっています。



(4) 子どもが不定期に利用している事業について（就学前児童）

①私用等で不定期に利用している事業

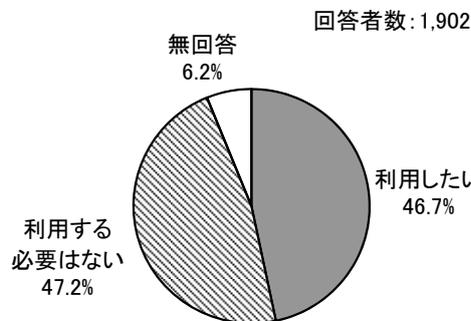
○不定期事業利用については、「利用していない」が81.0%となっています。



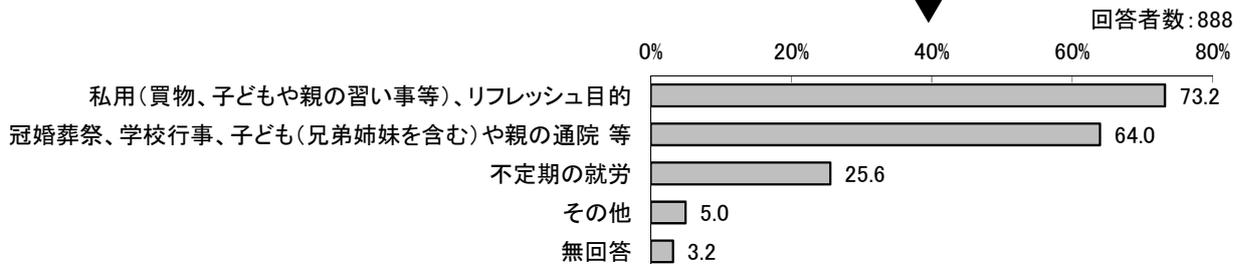
②不定期な事業の今後の利用意向とその目的

○今後、不定期事業の利用について、「利用する必要はない」が47.2%となっています。
 利用する目的としては、「私用、リフレッシュ目的」が73.2%、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が64.0%となっています。

【利用意向】



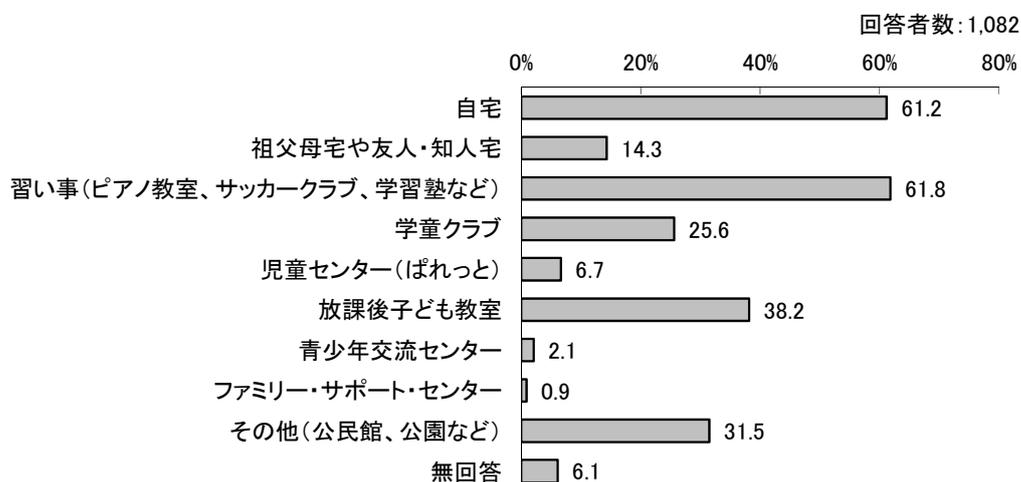
【利用目的】



(5) 小学生の放課後の過ごし方 (小学生)

①放課後過ごさせたい場所

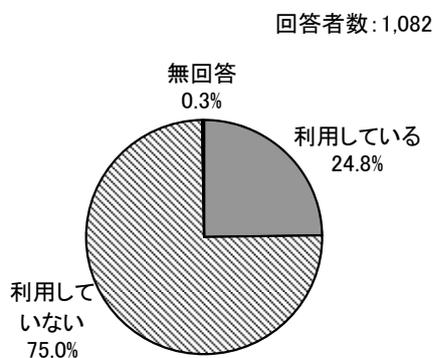
○放課後、過ごさせたい場所としては、「習い事」が61.8%、次いで「自宅」が61.2%、「放課後子ども教室」が38.2%となっています。



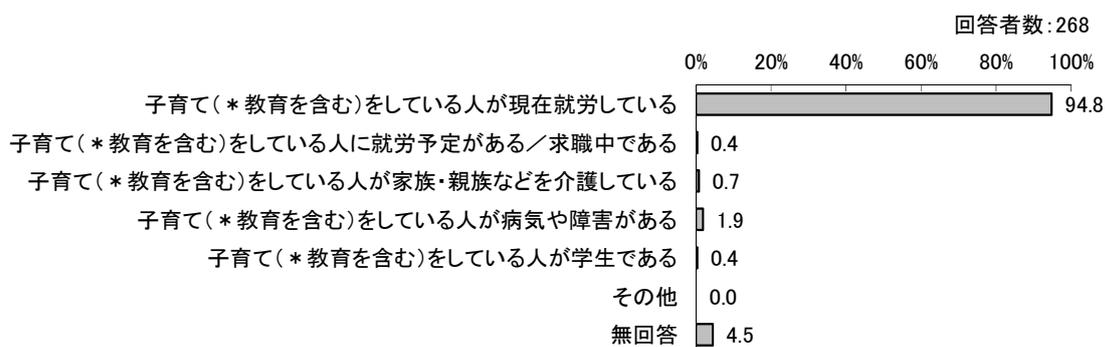
②「学童クラブ」の利用について

○現在「学童クラブ」を、「利用していない」が75.0%、次いで「利用している」が24.8%となっています。利用の理由としては、「子育てをしている人が現在就労している」が94.8%となっています。

【利用状況】



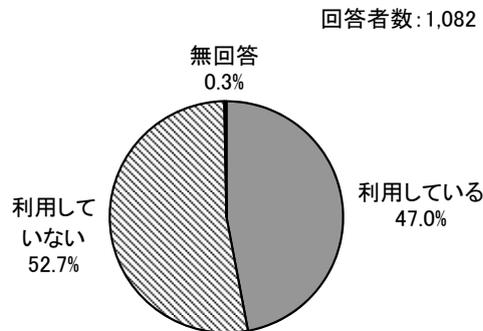
【平日に利用している理由】



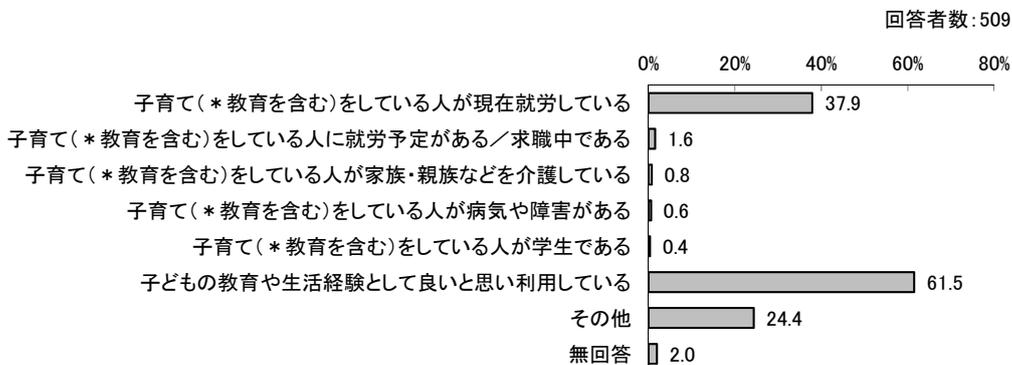
③「放課後子ども教室」の利用について

○現在「放課後子ども教室」を、「利用していない」が 52.7%、次いで「利用している」が 47.0%となっています。利用の理由としては、「子どもの教育や生活経験として良いと思い利用している」が61.5%となっています。

【利用状況】



【平日に利用している理由】



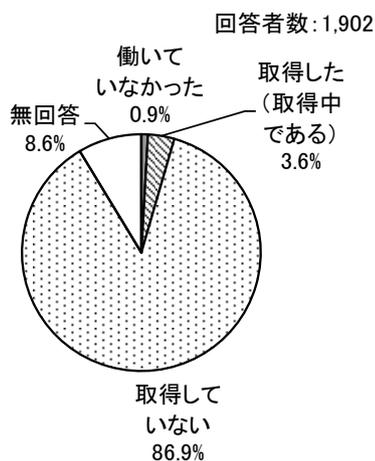
(6) 子育ての実態について

①育児休業の取得状況（就学前児童）

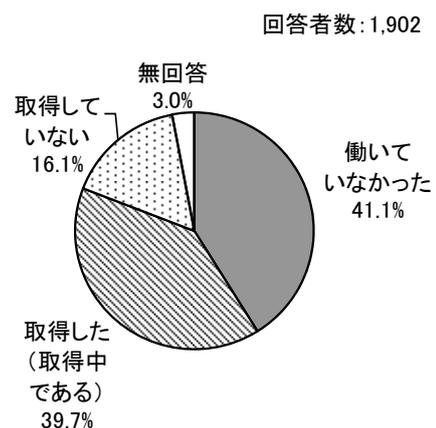
○父親の育児休業の取得については、「取得していない」が 86.9%となっています。

母親の育児休業の取得については、「働いていなかった」が 41.1%、次いで「取得した（取得中である）」が 39.7%、「取得していない」が 16.1%となっています。

【父親】



【母親】

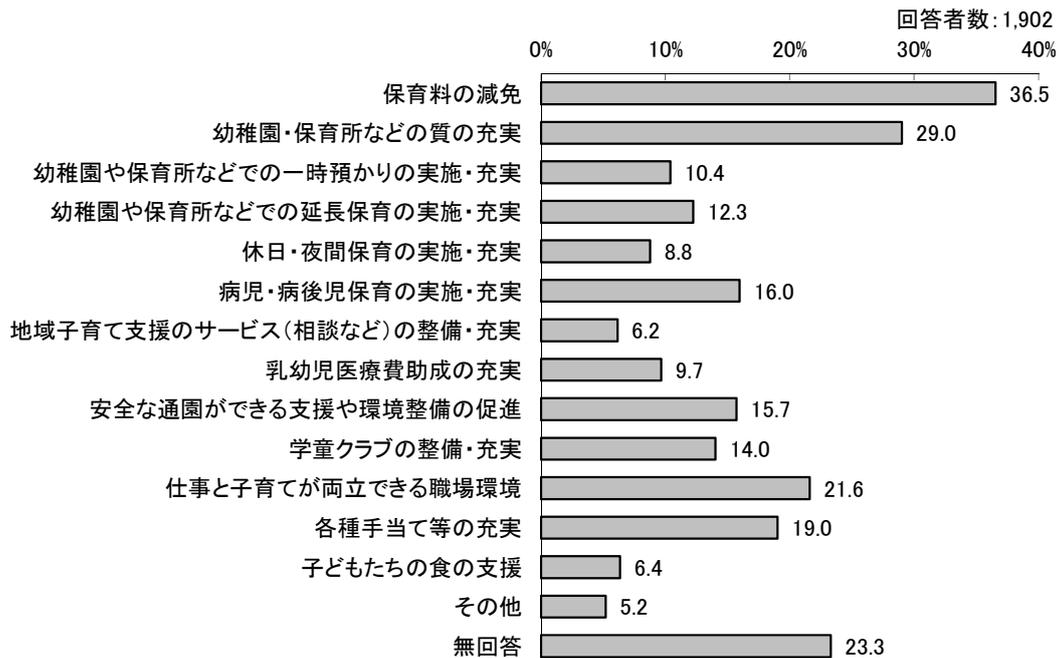


②特に必要と思う子育て支援策（就学前児童、小学生）

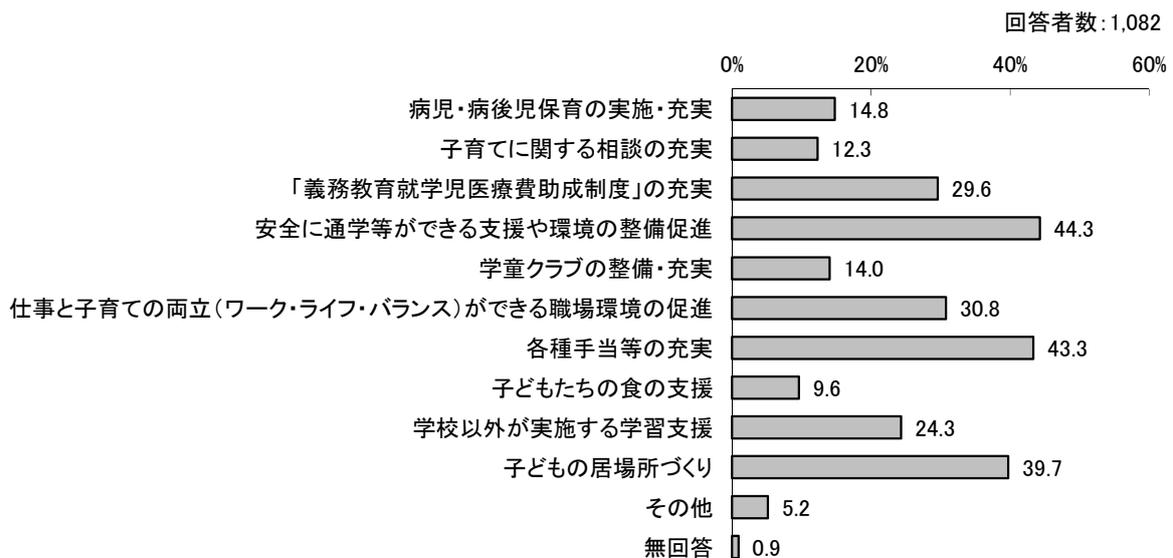
○特に必要と思う子育て支援策としては、就学前児童保護者では「保育料の減免」が36.5%、次いで「幼稚園・保育所などの質の充実」が29.0%、「無回答」23.3%、「仕事と子育てが両立できる職場環境」21.6%となっています。

小学生保護者では、「安全に通学等ができる支援や環境の整備促進」が44.3%、次いで「各種手当等の充実」が43.3%、「子どもの居場所づくり」39.7%となっています。

【就学前児童】



【小学生】



(7) 自由回答内容より（就学前児童、小学生）

①自由記入式質問で多かった回答内容

○安心して子どもを産み健やかに育てていくための国・東京都・昭島市の取り組みや、社会の制度のあり方、回答者にとっての理想の子育て環境などについて自由に答える形式の質問に対し、就学前児童、小学生保護者で多かった記入内容（項目）は、以下のようになっています。

【就学前児童】

上位5分類（就学前児童保護者）	回答者数 1,079 人	集計件数
1 市の子育て支援施策について		165
2 公園・広場、遊び場の充実		123
3 子どもや子育てについての考え		104
4 保育所の増設、待機児童解消、保育所に入りやすくしてほしい		96
5 出産費用や産後に必要な費用、医療費・治療費などの援助		92

【小学生】

上位5分類（小学生保護者）	回答者数：504 人	集計件数
1 安心・安全な子どもの居場所・遊び場の確保・充実		93
2 地域の安心・安全、見守り・つながり		92
3 学校教育・相談体制の充実、就学後への支援		72
4 学童クラブの充実		65
5 経済的な援助		59

4 本市の子ども・子育て支援をめぐる課題

本章のまとめとして、章内「1」から「3」までの内容を踏まえて「市の子ども・子育て支援をめぐる課題」として整理し、「第2期計画」策定に向けて幼児期の教育・保育の質の向上・量の拡充などの方向性の検討を行います。

【課題1 少子化の進行】…<地域統計の内容等から>

◎合計特殊出生率は近年はおおむね 1.3~1.4 となっていますが、出生数は平成 23 年をピークに、年々減少を続けています。本市における 20~40 歳の女性人口の推移をみると、今後出生数の減少傾向は当分続く状況にあり、中・長期的に減少していくものと見込まれます。

◎男女の晩婚化・非婚化は、少子化につながる要因となっています。40 歳での未婚率は、男性で約 40%、女性で約 20%となっています。

◎本市の社会動態（転入・転出）は、転入・転出ほぼ同数から、近年は転入超過（転入増）になっています。また、東中神駅北側の法務省宿舎と駅北口周辺の開発・整備が継続中です。立川基地跡地の開発も予定されており、今後も保育需要が見込まれます。

しかし、自然動態（自然減）を社会動態（転入増）が補うという構図については、今後は見込めない状況になる可能性があります。

【課題2 待機児童の発生】…<「第1期計画」の進捗状況から>

待機児童の 人数	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		2019 年度	
	4 月	10 月	4 月	10 月								
0 歳児	3	65	0	64	2	57	3	38	0	24	0	30
1 歳児	52	79	16	36	13	23	12	31	21	15	11	9
2 歳児	6	15	35	45	1	5	0	5	9	5	1	0
3 歳児	4	11	0	1	5	8	2	0	5	4	0	0
4・5 歳児	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2
合 計	65	171	51	147	21	93	17	74	35	49	12	41

◎過去5年間（平成 26 年度～平成 30 年度）の4月1日現在の平均待機児童数は、38 人となっています。

また、過去5年間の 10 月 1 日現在の平均待機児童数は 107 人となっています。いずれも、「第1期計画」開始の前よりは減少しています。

◎待機児童は、平成 31 年 4 月 1 日で、1 歳児が全体の約 9 割を占めています。例年、年度末に近づくにつれて、待機児童が増加しています。

【課題3 家庭の子育て環境】…<ニーズ調査の結果等から>

- ◎核家族化・少子化が進む中での子育て環境となっており、親族、知人などから日々の子育てに関する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になっており、子ども自身にとっても、多様な人とのふれあいの中で人間関係を構築し、成長していく機会が少なくなっています。
- ◎共働きや長時間労働等により、父親や母親の子育て・家事への負担、特に母親の育児不安や負担感の高まりがうかがえます。そうしたなか、ストレスなどから子どもと向き合う余裕を持たず不満が子どもへ向けられるなど、子どもの心身の健やかな発達を妨げるような状況も見受けられます。
子育て世代が安心して子育てをし、生活を営むことのできる労働環境改善の機運が社会に行き渡ることが望まれます。
- ◎「乳幼児期は、親との基本的信頼感を育む大切な時期であり、父親と母親が協力して自身の手元で育てたい」という考えがあります。また一方で、「早めに集団生活に慣れさせたい」などの意向や経済的な理由などから、幼稚園・保育所等に入園させ、その状況と合わせた働き方を選択しているという現状があります。
- ◎父親も家事・育児を行っている家庭では、第二子以降の出生率が高い傾向があり、また、保育所入所世帯では比較的子どもの人数が多い状況となっています。家庭における父親の協力の必要性がうかがえます。

【課題4 切れ目のない学校教育・保育の提供と「質」の向上】…<ニーズ調査の結果等から>

- ◎ニーズ調査の結果では、保育所等の定期的な教育・保育事業の未利用者の意向は、子どもが3歳になったら、認可保育所または幼稚園に通わせたいとした意向が最も多くなっています。
- ◎幼児期は生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であり、3歳以上の全ての子どもへ質の高い教育・保育を行うことが求められています。「子ども・子育て支援法」の趣旨のとおり、保護者の就労状況にかかわらず、3歳以上の全ての子どもに良質な幼児教育としての成育環境を保障していく必要があります。
また、令和元年10月から、「幼児教育・保育の無償化」が開始となり、新たな利用ニーズの発生にも対応していく必要があります。
- ◎“小1問題(小1プロブレム)”と言われている課題について、幼児期から児童期へ切れ目のない教育・保育へのニーズが高く、連続性を重視した教育課程への取組の重要性が明らかになっています。

【課題5 労働・経済環境等】 …〈地域統計の内容、ニーズ調査の結果等から〉

- ◎景気は緩やかに改善しているものの、先行きについては、海外経済の動向や消費税率引き上げ後の消費の動向などから不透明な状況となっています。また、就労形態の多様化とともに不安定化の側面も見受けられる一方で、ライフスタイル（生活形態）そのものも多様化し、共働き家庭が増加しています。
- ◎国においては「一億総活躍社会」づくりが示され、「女性の活力による経済社会の活性化」の視点から、仕事と子育ての両立を希望する女性を支援する子育て環境の一層の整備が求められる状況になっています。
- ◎出産を機に、子育てに専念することを希望して退職する女性がいる一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難になって退職する女性も少なからず存在します。
- ◎女性の就労率が出産年齢期に低くなるいわゆる“M字カーブ”は改善傾向にあるものの、その後の就労については、「子どもが3歳になってからの、週3日・1日4～5時間程度の就労希望が多い」（ニーズ調査結果）こと等もあり、パートタイム等の非正規就労が多くなっています。
- ◎昨今、長時間労働の見直しが行われているものの、30・40歳代を中心とした子育て世代の男性の長時間労働の比率は依然として高い状況にあります。国などにより「働き方改革」が提唱されている機運を捉えて、一層の改善を図っていくことが重要になります。

第 3 章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本方針と基本目標

子どもの育ちと子育てを取り巻く環境等を踏まえ、以下のような方針に立ち、基本目標を設けて、子ども・子育て支援の取組を推進し、「基本理念」（→「第1章」を参照。）の実現をめざします。

【基本方針Ⅰ】 すべての子どもの健やかな育ちを支える

○子ども一人ひとりの人権が、国籍や出生、性別、障害などにより差別されることなく尊重され、それぞれの個性と能力が活かされるよう、子どもの権利を尊重し、最善の利益を考慮する視点に立った施策の展開を図ります。

…〔基本目標1〕

○市内の社会環境・社会資源を活かしながら、子どもが自己肯定感を持って成長し、社会的に自立することを支援・促進する環境の整備を、一層積極的に推進します。…〔基本目標2〕

【基本方針Ⅱ】 すべての子育て家庭を支える

○核家族化や就労形態の多様化が一層進行するなかで、共働き家庭だけでなくすべての子育て家庭を支え、保護者が安心して子育てを行える環境を地域社会全体で構築・強化していきます。

家庭環境、保護者の就労状況などによる多様なニーズや子どもの特性に応じた教育・保育の提供に向けて教育・保育環境を充実させ、必要とする人が必要な支援を受けられるよう、供給体制等を整備します。…〔基本目標3〕

○保護者（親等）が子育ての大切さを認識し、子育てを通して自身も成長していくことをめざす意識の醸成を図ります。…〔基本目標4〕

【基本方針Ⅲ】 地域全体で子ども・子育てを応援する

○すべての子どもの健やかな成長のために、専門性の高い関係機関の協力を得ながら、地域全体での助け合い・支え合いをより深めて、地域ぐるみで子ども自身と子育て家庭を応援する取組の一層の充実を図ります。

…〔基本目標5〕

2 計画の展開

基本理念

すべての子どもが輝き、未来を創るまち 昭島



基本方針	基本目標		施策の方向
I すべての子どもの健やかな育ちを支える	1	子ども一人ひとりへの丁寧な支援の推進	(1) すべての子どもが尊重される社会づくりの推進 (2) 要支援児童への対応などきめ細やかな取組の推進
	2	子どもがいきいきと育つ教育環境づくり	(1) 教育・保育力の向上 (2) 次世代の親の育成
II すべての子育て家庭を支える	3	仕事と子育てを両立しやすい社会づくり	(1) 子育て家庭を支援するサービスの提供・放課後児童健全育成事業の充実 (2) 仕事と子育ての両立の推進 (3) 男女の働き方の見直しと男女の子育て参加の促進
	4	親と子の健康を育む環境づくり	(1) 親と子の健康の維持・増進
III 地域全体で子ども・子育てを応援する	5	地域ぐるみでの支援の充実	(1) 地域での子育て支援体制の整備
			(2) 安全・安心な子育て環境の整備

3 教育・保育提供区域の設定

(1) 「教育・保育提供区域」の考え方

保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育や子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定します。

(2) 教育・保育提供区域の設定

「区域」の設定に関して、本市では、

- ・区域内の量の調整に柔軟に対応できること
- ・利用者の細かなニーズ（勤務状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できること

などのメリットから、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の区域設定については、市全域を1区域として設定します。

事業区分	区域設定
教育・保育1号認定（3～5歳）	昭島市全域を「1区域」
教育・保育2号認定（3～5歳）	
教育・保育3号認定（0～2歳）	

4 児童人口の将来予測

本市の0～11歳の子どもの人数（各年4月1日現在）は、令和2年から同6年にかけて年々減少し、合計では361人減少することが予測されています。

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	880	873	866	859	852
1歳	849	842	835	828	822
2歳	917	910	903	896	888
3歳	944	937	930	922	914
4歳	956	948	940	933	925
5歳	956	948	940	933	925
6歳	994	986	978	970	962
7歳	935	928	920	913	905
8歳	955	947	940	932	925
9歳	982	974	966	959	951
10歳	983	975	967	960	950
11歳	918	911	903	896	889
合計	11,269	11,179	11,088	11,001	10,908

第 4 章 基本施策・事業の展開

<施策等体系>

基本方針	基本目標	施策の方向	施策・事業
I すべての子どもの健やかな育ちを支える	1 子ども一人ひとりへの丁寧な支援の推進	(1) すべての子どもが尊重される社会づくりの推進	① 子どもの人格を尊重した取組への支援
		(2) 要支援児童への対応などきめ細やかな取組の推進	① 児童虐待防止と被虐待児や家庭等への支援
			② ひとり親家庭等の自立支援の推進
	2 子どもがいきいきと育つ教育環境づくり	(1) 教育・保育力の向上	③ 障害のある児童への支援の充実
			④ 地域で支える教育への支援
		(2) 次世代の親の育成	① 次世代の親となるための学習環境の整備
II すべての子育て家庭を支える	3 仕事と子育てを両立しやすい社会づくり	(1) 子育て家庭を支援するサービスの提供・放課後児童健全育成事業の充実	① 子育て家庭を支援するサービスの提供
		(2) 仕事と子育ての両立の推進	② 放課後児童健全育成事業の充実
			① 企業への働きかけ
	4 親と子の健康を育む環境づくり	(3) 男女の働き方の見直しと男女の子育て参加の促進	② 就職・再就職への支援の充実
			① 男女の働き方の見直しへの支援
		(1) 親と子の健康の維持・増進	② 男女がともに子育てに参加するための支援
III 地域全体で子ども・子育てを応援する	5 地域ぐるみでの支援の充実	(1) 地域での子育て支援体制の整備	① 妊娠・出産・育児への一貫した支援
			② 親と子どもの健康づくりと疾病予防
			③ 食育の推進
	(2) 安心・安全な子育て環境の整備	④ 子どもの居場所の確保	① 地域の子育ての支援
			② 子育て情報提供体制の確立
			③ 子育て支援のネットワーク・相談機能の充実
④ 子どもの居場所の確保	① 安心して子育てできる環境の整備		
	② 子どもの安全の確保		

第4章 基本施策・事業の展開

【基本方針Ⅰ】すべての子どもの健やかな育ちを支える

基本目標 1 子ども一人ひとりへの丁寧な支援の推進

(1) すべての子どもが尊重される社会づくりの推進

平成元年11月に国際連合が採択した「児童の権利に関する条約」が、わが国でも平成6年5月に批准されました。この条約には、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」という4つの権利を守るべきことが定められています。

本市でも、この条約の理念に基づき、すべての子どもが尊重され、自他を認め合い大切にされる社会づくりをめざして、一層の取組を推進していくこととします。

① 子どもの人格を尊重した取組への支援

事業番号	事業名	事業概要	所管課
1	児童の権利に対する周知・啓発	広報紙等により、広く市民に対して、「児童の権利」などについて普及・啓発に努めます。	子ども子育て支援課 子ども育成課
2	スクールカウンセラー配置事業の実施	小・中学生が身近なところで、様々な不安や悩みについて気軽にカウンセリングが受けられるよう、スクールカウンセラーを継続して配置します。	指導課
3	教育相談等と教育支援室の充実	小・中学生が悩みを相談し、解消できるよう必要としている学校への教育相談、いじめ相談を実施します。 教育支援室では、学校との連携を密接にしながら、不登校児童・生徒が自立に向かえるよう支援を行います。	指導課
4	人権教育の推進	児童・生徒が発達段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、様々な場面や状況で具体的な行動や態度で示せることを目指します。また、児童虐待、いじめ、体罰等児童・生徒の人権を侵害する行為は許されないことを指導、啓発していきます。	指導課

(2) 要支援児童への対応などきめ細やかな取組の推進

親の子育てにおけるストレスや育児不安、経済問題など様々な要因により児童虐待の件数は増加傾向にあり、社会問題となっています。

「昭島市要保護児童対策地域協議会」を通して、引き続き児童虐待の防止と早期発見、子どもの保護に努めるとともに、問題を抱えた家庭全体を総合的に支援していきます。また、被害に遭った子どもの心のケアに対する取組を推進していきます。

ひとり親家庭等については、親と子どもが安心して生活していけるよう、支援策に関する情報提供や相談体制等のきめ細やかな取組を推進していきます。障害のある児童への支援については、障害の早期発見・早期療育に努め、各種相談体制の充実を図るとともに、障害の程度や発達段階に応じたきめ細かな対応を図り、社会的自立を支援していきます。

① 児童虐待防止と被虐待児や家庭等への支援

事業番号	事業名	事業概要	所管課
5	要保護児童対策地域協議会の充実	福祉関係者、教育委員会、学校、児童相談所、保健所、警察署など関係機関が連携・協議し対応を図ります。	子ども育成課
6	育児困難家庭への支援	育児に不安や困難をかかえる親を対象に、すこやか親子講座の開催や、親子の会を実施するほか、地区担当保健師が個別に継続支援を行います。	健康課
7	被害に遭った子どもの心のケア体制づくり	虐待などの被害に遭った子どもの心のケアに取り組めます。	健康課 子ども育成課
8	里親制度への支援	養育家庭、親族里親、養子縁組里親等の制度について児童相談所との連携を図ります。	子ども育成課

② ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業番号	事業名	事業概要	所管課
9	ひとり親家庭への手当等の助成	ひとり親家庭に対し、児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成、インフルエンザ予防接種費用の助成など、経済的な支援を行い、生活の安定を図ります。	健康課 子ども子育て支援課
10	ひとり親家庭への手数料等の負担軽減	児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給世帯に対して、上下水道基本料金及びごみ処理手数料（指定収集袋の交付、粗大ごみ・持込ごみ処理手数料等）の減免、また、同じく手当を受けている方との方が扶養する児童に対して、自転車等駐輪場の使用料の免除を行い、負担を軽減します。	ごみ対策課 清掃センター 交通対策課 水道部

事業番号	事業名	事業概要	所管課
11	母子生活支援施設事業の実施	子どもの福祉に欠ける母子家庭の母親と子どもを母子生活支援施設に入所させ、経済的自立と生活の安定を支援します。	子ども子育て支援課
12	ひとり親家庭相談事業の実施	ひとり親家庭の悩みを解消するため、「母子自立支援員」等による相談を実施します。	子ども子育て支援課
13	母子・父子福祉資金貸付事業の実施	母子・父子家庭の方の経済的自立と生活意欲の助長を図り、その子どもの福祉を増進するため、各種資金の貸し付けを行います。	子ども子育て支援課
14	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の実施	一時的な病気などにより、日常生活に著しく支障のあるひとり親家庭に、日常生活の家事等必要な援助を行います。	子ども子育て支援課

③ 障害のある児童への支援の充実

事業番号	事業名	事業概要	所管課
15	特別支援教育の推進	障害のある児童・生徒一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばせるよう、特別支援教育を行います。また、特別支援教室を全小・中学校に整備します。	指導課
16	就学相談・指導の充実	教育上特別な配慮を要する児童・生徒の適正な就学を図るため、一人ひとりの個性や能力が最大限伸ばせるよう、障害の程度・種類などに応じた就学相談・指導の充実に努めます。	指導課
17	交流及び共同学習の推進	障害のある児童・生徒と、障害のない児童・生徒の相互理解を促進するため、学校行事や授業等において交流及び共同学習を推進します。	指導課
18	障害のある児童・家庭への支援の充実	機能訓練等のサービスの提供として、在宅の児童を対象に児童デイサービス、就学前の児童を対象に児童発達支援、就学中の児童を対象に放課後等デイサービス等、障害のある児童のいる家庭へ、ホームヘルパーの派遣や、短期入所事業などの支援を行います。	障害福祉課

基本目標 2 子どもがいきいきと育つ教育環境づくり

(1) 教育・保育力の向上

基本的な生活習慣を身に付け、人格を形成する大切な幼児期において、健やかな成長に向けた心身の発達が図れるよう幼児教育・保育の充実に努めます。また、幼稚園や保育所等と小学校等が連携し、更なる健全育成が図れるよう幼児教育の充実に努めます。

子どもが健やかに成長するためには、家庭が健全であることが基本であるため、家庭における子育ての重要性を再認識できるように、子育てに関する知識や情報を得る機会を積極的に提供するなど、「家庭の教育力」を充実させていきます。あわせて、学校での教育を充実させることのほか、「地域ぐるみで子どもを育てる」意識を醸成し、地域全体で子どもの健全育成を進める体制づくりを推進します。

① 幼児教育・保育の充実

事業番号	事業名	事業概要	所管課
19	教育・保育の無償化	国・都・市が連携し、幼児への教育・保育の無償化を行い、子育て家庭の経済的な負担を軽減します。	子ども子育て支援課
20	幼稚園・保育所等と小学校との連携の推進	子どもが良好な生活習慣や人格形成を培うことができるよう、幼稚園・保育所等と、小学校の連携を図り、切れ目のない支援が行えるよう情報共有を図ります。	子ども子育て支援課 指導課
21	幼稚園における預かり保育の充実	幼稚園において、通常教育時間終了後の園児の預かり保育事業を行います。	子ども子育て支援課
22	共に育つ教育・保育の推進	障害のある子どもとない子どもが、日常の保育を通してお互いへの理解を深め協力しながらともに育っていただけるよう、推進に努めます。	子ども子育て支援課

② 家庭教育への支援

事業番号	事業名	事業概要	所管課
23	家庭教育講座の開催	子どもの発達段階に応じた家庭教育のあり方、安心して子どもを育てることができる地域社会を学ぶため、講師を招き、講座等を開催します。	子ども育成課
24	親子のきずなを深める施策の推進	親と子どもがふれあう機会や子どもと地域の人との交流の場や事業の提供を推進します。	子ども子育て支援課 社会教育課

③ 学校教育への支援

事業番号	事業名	事業概要	所管課
25	第3次昭島市教育振興基本計画の策定	情報化や国際化など、急速かつ激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく児童・生徒を育むために、第3次昭島市教育振興基本計画を策定し、本計画に基づいた施策を展開します。	庶務課 指導課 学校給食課
26	確かな学力の定着	各学校での授業改善の取組に基づいた学習指導要領の内容の確実な定着、読書活動の推進と言語能力の育成、個に応じた支援の充実を通して、児童・生徒の確かな学力の定着を図ります。	指導課
27	豊かな心の醸成	人権教育の推進、道徳教育の充実、体験活動の充実、いじめ問題への対応等を通して児童・生徒の豊かな心の醸成を図ります。	指導課
28	健やかな体の育成	体力向上の推進、学校給食・食育の充実、学校保健安全の推進等を通して、児童・生徒の健やかな体の育成を図ります。	指導課 学校給食課
29	国内交流事業の実施	豊かな自然やそこに住む人々との様々な交流や体験を通して、心豊かな人間性を育むため、子どもの交流事業を小学校高学年を対象に実施します。	子ども育成課

④ 地域で支える教育への支援

事業番号	事業名	事業概要	所管課
30	青少年とともにあゆむ地区委員会の支援	子どもとふれあいながら青少年の健全育成活動を行う「青少年とともにあゆむ地区委員会」の活動を支援します。	子ども育成課
31	あいさつ運動の推進	地域・学校等を中心に行われている「あいさつ運動」を、引き続きより大きな運動へと推進します。	子ども育成課
32	青少年の主体性を育む活動の推進	青少年の健全育成を図るため、企画から運営まで実行委員会の自主性を尊重しながら、子どもの文化、芸術活動などの発表の場として「青少年フェスティバル」を開催し、青少年の主体性を育む支援を行います。	子ども育成課
33	小学生リーダー講習会の実施	野外活動や集団活動における基本的な知識と技術を身に付け、地域におけるジュニアリーダーを育成するための講習会を地区委員会とともに実施します。	子ども育成課
34	スポーツ等を通じた子どもの健全育成	子どもの健康の維持・増進を図るため、親子サッカー教室、体操教室、テニス教室などのスポーツ・レクリエーション活動等を行い、子どもの健やかな成長を支援します。	スポーツ振興課

(2) 次世代の親の育成

子育て世代と子育てを経験した世代との交流の促進や、子育てに関わる学習の機会を提供し、親になった時にしっかりと育児に取り組めるように学習環境の充実を図ります。

① 次世代の親となるための学習環境の整備

事業番号	事業名	事業概要	所管課
35	地域多世代間交流事業の支援	地域の「育児力」を高めるため、子育て経験世代と子育て世代との交流を支援します。	子ども子育て支援課
36	育児関連講座の開催	乳幼児期の子どもの成長に関わる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど、育児に関する学習機会を提供します。	健康課 子ども育成課 市民会館・公民館

【基本方針Ⅱ】すべての子育て家庭を支える

基本目標3 仕事と子育てを両立しやすい社会づくり

(1) 子育て家庭を支援するサービスの提供・放課後児童健全育成事業の充実

児童の保育所入所割合は増加し、各子育て家庭の事情に応じた多様なサービスへのニーズも高まりつつあります。「子どもの幸せ」を第一に、子どもの最善の利益を考慮しながら、子育て家庭への支援事業や放課後児童健全育成事業の充実に努めます。

① 子育て家庭を支援するサービスの提供

事業番号	事業名	事業概要	所管課
37	子育て家庭への手当等の助成	子育て家庭に対し、児童手当の支給、乳幼児医療費の助成、就学援助事業、義務教育就学時医療費助成等の経済的支援を行います。	子ども子育て支援課 指導課
38	認証保育所等への支援	保護者の多様なニーズに適した保育への対応や、待機児童対策の受け皿として、認証保育所・地域型保育施設などの保育を支援します。	子ども子育て支援課
39	使用済みおむつの無料収集	無料でごみに出せる「おむつ袋」を配布します。なお、透明または半透明のレジ袋等に「おむつ」と記入し、出すこともできます。	清掃センター

② 放課後児童健全育成事業の充実

事業番号	事業名	事業概要	所管課
40	学童クラブ施設の整備	公共施設等総合管理計画に基づき、児童の保護と健全な育成を図るため、老朽化した学童クラブの整備を図ります。	子ども育成課
41	学童クラブ定員数の拡大	小学校低学年児童を対象とした学童クラブ事業について、市民ニーズの動向を踏まえながら定員数を拡大し、待機児童の解消に努めます。	子ども育成課
42	放課後子ども教室の推進	放課後等に子どもの安全・安心な居場所を設け、さまざまな体験活動や異年齢の子どもとの交流、地域の指導者との交流活動を通して心豊かな子どもの育成を図ります。	子ども育成課

(2) 仕事と子育ての両立の推進

子育て中の父親と母親がともに仕事と子育てを両立できるよう、育児・介護休業法など関連法制度の普及・啓発活動を進めるとともに、子育てしやすい職場環境が整えられるよう市内の事業者へ啓発・周知していきます。

また、再就職などに関わる就労情報の提供などについても支援していきます。

① 企業への働きかけ

事業番号	事業名	事業概要	所管課
43	就労環境改善への働きかけ	子育て世代の就労環境の改善を図るため、雇用機会の拡大、労働条件の向上、育児休業制度の普及や、有給休暇取得の促進などについて、国や都との連携を図りながら地元企業に働きかけます。	企画政策課 産業生活課
44	育児休業法の普及啓発	改正育児・介護休業法に基づき、男女ともに利用しやすい休業制度等の仕組みの見直しを企業へ啓発に努めます。	企画政策課 産業生活課
45	企業主導型保育事業の促進	子育てしやすい環境を整えるため、勤め先へ保育室等の設置にかかる支援を行います。	子ども子育て支援課
46	企業の地域への貢献の推進	商店街（企業）や商工会等の各種イベント開催時に、授乳やおむつ交換の場所の設置等、子育て家庭が参加しやすい取組などの働きかけを行います。	産業活性課 子ども子育て支援課
47	ワーク・ライフ・バランス普及啓発事業の推進	「ワーク・ライフ・バランス」の考え方等を普及・啓発に努めます。	企画政策課 産業生活課 子ども子育て支援課

② 就職・再就職への支援の充実

事業番号	事業名	事業概要	所管課
48	就労情報の提供	働くことを希望する保護者の自立や就労支援のため、ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、情報の提供に努めます。	産業生活課
49	就職・再就職のための職業研修の充実	就職・再就職に関わる各種職業訓練や教室、講座などの充実について、国や都に要請します。	企画政策課 産業生活課

(3) 男女の働き方の見直しと男女の子育て参加の促進

父親母親が協力して子育てに取り組み、ともに仕事と子育てを両立できるよう、また父親が参加しやすい機会や情報の提供により、父親の家事や子育てへの参加を促進し、家庭における役割分担のアンバランスの改善を支援します。

① 男女の働き方の見直しへの支援

事業番号	事業名	事業概要	所管課
50	子育てを支援する制度等の啓発	子育て中における就業時間への配慮、育児休暇・介護休暇の取得の促進などの啓発に努めます。	企画政策課 産業創造課
51	昭島市男女共同参画プランの推進	男女が互いに尊重し、認め合い、社会活動のあらゆる分野に共同して参画できる「男女共同参画社会」の実現のため、「男女共同参画プラン」の推進に努めます。	企画政策課
52	男女が働きやすい環境づくりに向けた啓発	男女が働きやすい環境づくりを推進するための意識の醸成を図ります。	企画政策課

② 男女がともに子育てに参加するための支援

事業番号	事業名	事業概要	所管課
53	両親学級・母親学級への父親の参加の促進	父親にも育児の知識や技術を身に付ける機会を提供するため、両親学級・母親学級等への参加を促進します。	健康課
54	父親ハンドブックの配布	妊娠、出産、育児に対する心構え、協力の仕方等、父親向けの育児情報を提供します。	健康課

基本目標 4 親と子の健康を育む環境づくり

(1) 親と子の健康の維持・増進

「子育て世代包括支援センター（保健福祉センター内）」が拠点となって、安心して子どもを産み育てられるまちをめざし、母子保健事業を推進します。

妊娠期から子育て期にわたり、関係機関と連携を図りながら、切れ目のない支援に努めます。

「食」に関する学習の機会や情報を提供し、生活習慣病の予防のみならず、子どもの心身の健康の確保を図ります。

① 妊娠・出産・育児への一貫した支援

事業番号	事業名	事業概要	所管課
55	子育て世代包括支援センター事業の推進	妊娠から出産、乳幼児期まで親と子の健康確保のため、健康診査や相談・指導、親子健康教育事業を推進するとともに個別に支援が必要な家庭には、担当地区保健師が相談・支援に応じ切れ目のない支援を図ります。	健康課
56	不妊治療・不育症への支援	不妊治療に関する医療機関の情報などの案内等を提供する体制を整備します。都の実施する特定不妊治療助成制度・不育症検査助成事業の周知を図ります。特定不妊治療助成制度については、都の助成を超えた場合には、市においても一部助成を行います。	健康課
57	妊娠・出産についての支援	妊娠に悩む人の気持ちに寄り添い、必要な情報を提供し、サポートなどを紹介する相談窓口として、にんしんSOS相談事業、また妊娠届を提出した方全員との面談を行い、継続支援が必要な方には地区担当保健師を紹介する、ゆりかごあきしま面談を実施し、妊娠・出産を支援します。	健康課
58	妊娠出産育児にかかわる学級の開催	初めて出産を迎える方とその配偶者を対象に、出産から育児に必要な知識を講義により指導する母親学級や、出産を迎える保護者が親としての心構えや赤ちゃんのお世話に必要な技術、知識を体験により習得する両親学級を開催します。	健康課
59	妊婦歯科健診の実施	妊娠中に発症しやすい虫歯や歯周病などを健診で発見し、早期に治療を受けることで、早産を予防し、口腔の健康づくりを図ります。	健康課
60	産後ケア事業の実施	出産後のサポートが必要なお母さんに対して、母子のケアを提供します。	健康課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
61	乳幼児の健康・発達への支援	乳幼児の健やかな発育・発達と健康増進のため、健康診査事業を行います。また、健診等で経過観察が必要とされた乳幼児に、健康診査経過観察事業を行い、精密な検査の必要があると判断された方に、委託医療機関での受診票を交付する、乳幼児精密健康診査事業を行います。また、身体発育や精神・運動機能の発達等に課題が疑われる乳幼児に、専門的な健診や継続的な指導による発達健康診査事業を行います。	健康課
62	新生児及び未熟児訪問指導	乳幼児に関する育児不安、育児上必要な事項等について、助産師または保健師が家庭訪問し、指導・助言を行います。また、未熟児で出生した子どもの健康について訪問指導等と、未熟児の医療費の助成を行います。	健康課
63	新生児聴覚検査一部助成事業の実施	聴覚障害を早期に発見し、適切な治療や支援を開始することで、その後の生活への影響を最小限に抑えるために新生児への聴覚検査費用の一部を助成します。	健康課
64	育児相談・心理相談事業の実施	育児不安等のある保護者を対象に、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士が育児相談を行います。また、心理面の経過観察が必要とされた子どもを対象に、専門家による心理相談を行います。	健康課

② 親と子どもの健康づくりと疾病予防

事業番号	事業名	事業概要	所管課
65	休日、夜間診療の実施	休日、祝日と年末年始に急病患者に対する医療を確保するため、休日応急診療、休日準夜応急診療、休日歯科応急診療を行います。	健康課
66	小児救急医療体制や相談の充実	都および医療機関と連携し、小児救急医療体制を充実させます。また、子どもの緊急な病気等について電話などで相談できる、子ども健康電話相談の充実に努めます。	健康課
67	乳幼児歯科相談事業・歯周病予防検診事業の実施	乳幼児の口腔の健全な発育のため乳幼児歯科検診相談事業を行います。また、6月の「歯の衛生週間」に、むし歯予防検診事業を行い、子どものう蝕と口腔疾患の早期発見・早期治療、予防を啓発します。	健康課
68	親と子・思春期の健康相談体制の充実	親と子の健康について、医師や保健所との連携により、気軽に相談できる体制の充実に努めます。また、思春期の心と体の問題等についての相談体制の確立に努めます。	健康課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
69	健康教室・講演会の開催	保護者の健康の維持・増進のため、健康についての正しい知識を身に付けられるよう、各種教室、講演会を開催します。	健康課
70	予防接種事業の実施	感染の恐れのある疾病の予防と蔓延防止のため、法に基づき予防接種を実施します。18歳以下（高校3年生相当以下）の児童を対象にインフルエンザワクチンの予防接種費用の一部を補助します。	健康課

③ 食育の推進

事業番号	事業名	事業概要	所管課
71	食育事業の推進	幼児期における望ましい食生活や、食育について普及・啓発に努めます。	健康課
72	離乳食講座の開催	乳幼児や保護者の望ましい食生活の普及を図るため、グループワーク等により、離乳食の講話、試食、相談を行います。	健康課

【基本方針Ⅲ】地域全体で子ども・子育てを応援する

基本目標5 地域ぐるみでの支援の充実

(1) 地域での子育て支援体制の整備

子育てに関わるすべての家庭に向けた支援を推進していくため、子育て支援のためのネットワークづくりや活動拠点の整備、各種子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場や地域での子育てに関する情報の提供、子どもの居場所づくりの支援に努め、子育てを地域社会全体で支援していきます。

① 地域の子育てへの支援

事業番号	事業名	事業概要	所管課
73	子ども家庭支援センター事業の充実	子育てに関する相談、情報の提供、各種サービスの提供と子育てひろば、子育てグループ、子育て家庭への支援や泣き声通告、面前DVなど先駆型（児童虐待に関する見守りサポートや虐待防止支援訪問などを行う）センターへの対応を行います。	子ども育成課
74	子育てひろば事業の実施	幼稚園・保育所等を活用し、子育て相談や育児講座、交流などを行う「子育てひろば」を整備します。また、整備にあたって地域性に配慮するとともに、民間保育施設等の有効活用を図ります。	子ども子育て支援課
75	つどいのひろば事業の実施	主に3歳未満の乳幼児を持つ親の交流と、子育て相談もできるつどいの場を提供します。	子ども子育て支援課
76	子ども食堂への支援	地域の子どもへの食事や交流の場を定期的に提供している民間団体等に対して、安定的に地域に根差した子ども食堂の活動を支援するため、補助金を交付します。	福祉総務課
77	子どもの学習支援事業の実施	子どもの学習や居場所づくりを支援するため、社会福祉協議会と連携を図る中で、小学生から高校生までを対象に、学習支援事業を実施します。	福祉総務課

② 子育て情報提供体制の確立

事業番号	事業名	事業概要	所管課
78	子育て情報誌等の作成	子育て情報の提供、子育て家庭の支援のため、子育て情報誌等を作成します。	子ども育成課
79	子育て情報の発信	子育てに関する情報を、広報やインターネットなどを活用し、提供します。 また、あさしま子育てアプリにより、保護者が必要とする子育て情報を、スマートフォンやタブレット等で提供します。	情報推進課 健康課 子ども子育て支援課
80	子育てライフ・サポート・リーフレットの作成	子育て支援制度のうち、主な経済的支援制度、貸付制度や手数料の減免制度などを掲載したリーフレットを作成し、学校や保育所等を通じて配布し、周知・啓発を図ります。	福祉総務課 子ども子育て支援課 指導課

③ 子育て支援のネットワーク・相談機能の充実

事業番号	事業名	事業概要	所管課
81	子育てグループ等の支援	子育てグループの育成に努めるとともに、各種団体や関係者のネットワークづくりを支援します。	子ども育成課
82	各種相談機関との連携	育児相談、児童相談、女性相談、こころのいのちの相談、子どものアレルギー相談など各種相談事業の実施と、保健所、児童相談所、女性センターなど関係機関との連携の強化を図ります。	健康課 子ども子育て支援課 子ども育成課
83	多胎児のいる家庭への支援	多胎児を育児する保護者のサークルとの連携や、多胎児の妊娠や出産、育児を行う保護者に、悩みや困りごと、喜びを共有し健康の維持増進を図ります。 また、保育所等の一時預かり保育等を利用した場合の利用料金の減免等を行います。	健康課 子ども子育て支援課

④ 子どもの居場所の確保

事業番号	事業名	事業概要	所管課
84	アキシマエンスス等を利用した子ども向け講座の開催	アキシマエンスス等を活用し、子どもの学習機会の充実や居場所づくりを図ります。	社会教育課
85	図書館における対応	アキシマエンスス内の市民図書館において、児童書コーナー、ティーンズコーナー及びインターネット閲覧コーナー等を設けるほか、学習席及びグループ学習室等の環境を提供します。また、分館・分室の施設において子どもが活動する環境の提供に努めます。	市民図書館
86	公園、児童遊園等整備の充実	都市公園、児童遊園、子どもの広場などの整備・充実、健全で安全な遊び場の提供を継続します。また、老朽化した施設の修繕や建替えについて検討し、遊具等の安全点検を強化します。	子ども育成課 管理課

(2) 安全・安心な子育て環境の整備

すべての子どもが地域で安全に安心して生活できるような環境を整備するとともに、犯罪などの防止に配慮した安全・安心なまちづくりを推進します。

道路や公共施設、公共交通機関、建築物などのバリアフリー化や、ユニバーサルデザインに配慮した、子どもや子ども連れの親が安心して利用できる公共施設などの改善に努めます。

子どもを交通事故や犯罪等の被害、有害環境から守るため、警察、幼稚園、保育所等、学校、関係機関・団体等との連携・協力体制の強化を図り、交通事故防止対策や防犯等の運動を推進し、子どもの安全を確保していきます。

① 安心して子育てできる環境の整備

事業番号	事業名	事業概要	所管課
87	市内危険箇所の解消	昭島警察署をはじめとする関係団体・機関と連携し、子育て支援施設の室内環境をはじめ、交通・防犯・自然環境等すべての分野における危険箇所を把握し、早急な対応を行い解消に努めます。	生活コミュニティ課 子ども子育て支援課 子ども育成課 管理課
88	アダプト制度の推進	児童遊園、都市公園、子どもの広場などの公園の管理について、地域の方々が清掃・管理等を行う「アダプト制度」を推進します。	生活コミュニティ課 管理課
89	公共施設の緑化と花いっぱい事業の実施	公共施設の緑化や駅周辺などへの草花の植栽等を進め、緑豊かなゆとりある環境をつくり、潤いのある環境づくりを行います。	環境課
90	福祉のまちづくりの推進	子育てしやすい環境づくりのため、だれにでもやさしいまちづくりを基本理念とした「福祉のまちづくり」を推進します。また、すべての市民が利用しやすい整備に努めます。	福祉総務課 交通対策課 都市計画課

② 子どもの安全の確保

事業番号	事業名	事業概要	所管課
91	歩道・街路灯の整備	子どもや高齢者などすべての歩行者の安全性向上のため、歩道・街路灯の整備について推進します。	交通対策課 建設課
92	交通安全教室・セーフティ教室の開催	交通事故から子どもを守るため、幼稚園、保育所、学校等で、「交通安全教室」を開催します。また、危険予知・回避能力や、犯罪を起こさない・巻き込まれない態度の育成ができるように「セーフティ教室」を開催します。	交通対策課 指導課
93	安全パトロールの推進	子どもの安全確保のため、団体や地域の方々が行う交通安全運動の支援・促進、保護者や地域の市民・学校・警察などが連携したパトロール活動の推進、また、広報啓発活動を行うための青色パトロールカーを運行します。	生活コミュニティ課 交通対策課 指導課
94	有害情報等の排除や推進	自動販売機、コンビニエンスストア等にある不健全な図書類や、メディア上での有害情報の排除運動を推進します。また、インターネット上でのコミュニケーション能力を養うメディア・リテラシー教育を実践します。	子ども育成課 指導課
95	違反広告物撤去協力員制度の推進	違反広告物等の撤去について、地域の方々をお願いしている協力員制度を推進します。	交通対策課
96	防犯体制の充実	昭島警察署をはじめとする関係団体・機関と連携し、非行防止・暴力排除・防犯活動を推進します。 子どもを犯罪や危険から守るための「ピーポくんの家」を推進します。	生活コミュニティ課 指導課
97	薬物乱用防止運動の推進	各種団体から成る協議会を活用し、乱用防止運動を推進します。	健康課 子ども育成課 指導課
98	社会を明るくする運動の推進	犯罪や非行を防止し、犯罪のない地域社会を築くため、広報・啓発活動をはじめ各種イベント・中学生作文コンテスト・落書き落としなどの活動を通して「社会を明るくする運動」を推進します。	福祉総務課
99	防犯カメラの設置・運用	市内の各駅周辺や小学校の通学区域内に防犯カメラを設置・運用し、安全で安心して生活できるまちづくりを推進します。	生活コミュニティ課 指導課
100	消費者教育の推進	若年者の消費者被害防止に向けた啓発や消費者被害に関する相談を行います。	生活コミュニティ課

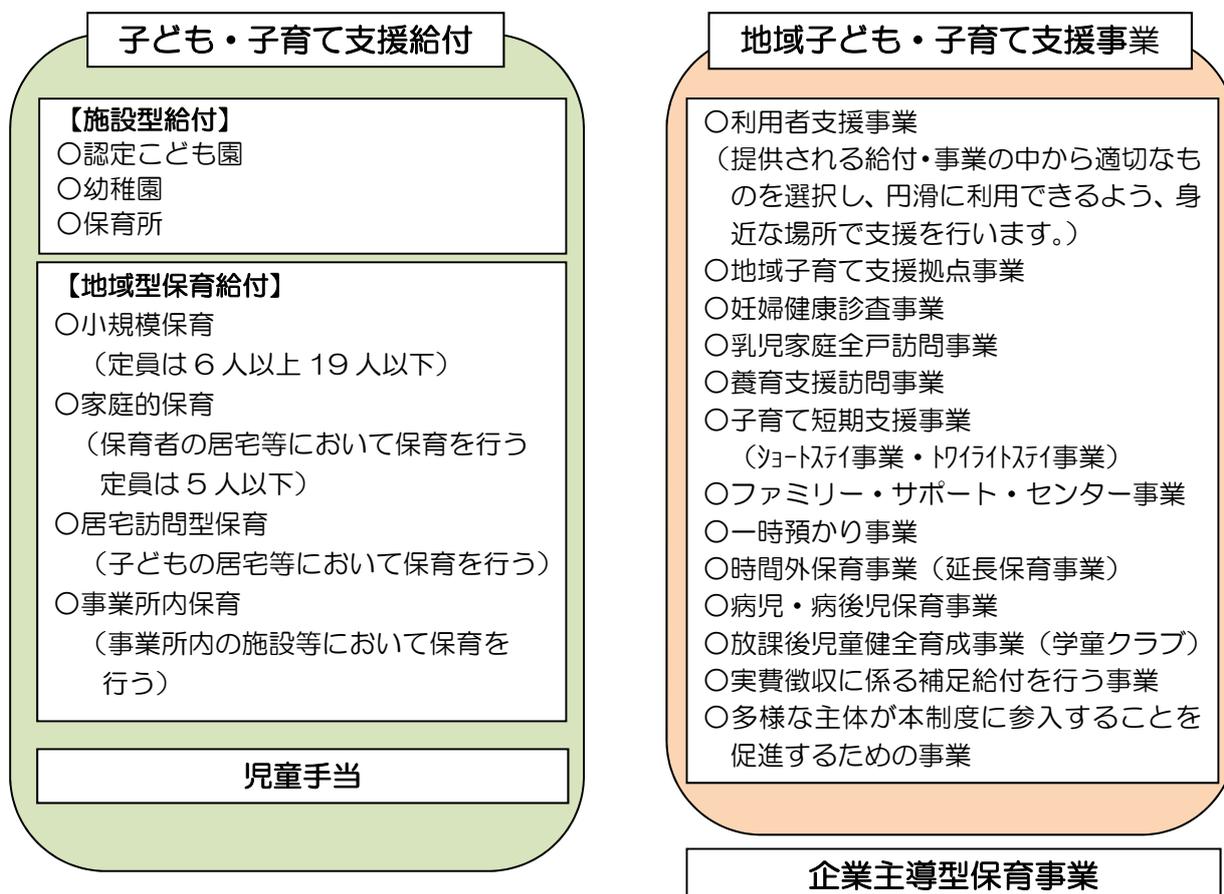
第 5 章 子ども・子育て支援のための事業

第5章 子ども・子育て支援のための事業

1 序論

(1) 前提となる事項

■子育て支援の「給付」と事業の全体像



■認定区分と提供施設

市では、市内に居住する0歳～5歳の子どもについて「現在の幼稚園、保育所、認定こども園の利用状況」に「利用希望」を加味して、国が定める以下の3つの区分で認定します。

認 定 区 分		提 供 施 設
1号	3～5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

(2) 教育・保育施設等の状況

① 利用児童数の推移

保育所の利用児童数は、平成27年以降2,400人前後から増加し、2,700人前後へと推移していますが、同31年には微減しています。

幼稚園の利用児童数は、平成27年以降1,000人前後から減少しています。保育所利用は微増傾向にありますが、平成31年は減少しています。

認定こども園は、平成27年以降はほぼ毎年増加しています。

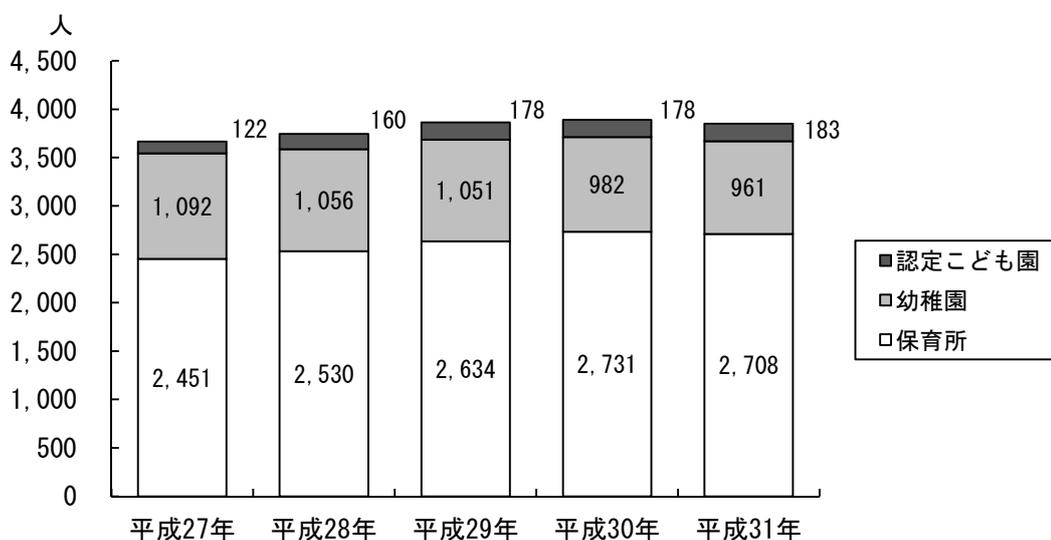
全体では、平成27年以降、増加傾向がみられますが、同31年にはやや減少しています。

保育所、幼稚園、認定こども園の利用児童数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
認定こども園	122	160	178	178	183
幼稚園	1,092	1,056	1,051	982	961
保育所	2,451	2,530	2,634	2,731	2,708
合計	3,665	3,746	3,863	3,891	3,852

注1:「認定こども園」については、1、2、3号認定すべてを含みます。

注2:「保育所」については、「地域型保育施設」も含んでいます。



② 保育所の利用状況

定員数は、第1期計画期間の5年を通じて年々増加しています。入所児童数も年々増加してきましたが、平成31年度は微減を示しています。

平成31年度は、定員2,693人に対し、利用者数は2,708人と定員数を上回っての利用になっています。

【施設数】 認可保育所：24園、地域型保育施設：5園 合計：29園

単位：人

年度 (平成)	年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
27	定 員	234	342	410	465	497	515	2,463
	入所児	188	383	461	437	489	493	2,451
	(待機児童)	(0)	(16)	(35)	(0)	(0)	(0)	(51)
28	定 員	243	372	442	507	524	535	2,623
	入所児	216	397	468	509	448	492	2,530
	(待機児童)	(2)	(13)	(1)	(5)	(0)	(0)	(21)
29	定 員	249	387	459	518	531	536	2,680
	入所児	213	425	501	506	527	462	2,634
	(待機児童)	(3)	(12)	(0)	(2)	(0)	(0)	(17)
30	定 員	250	389	462	519	532	537	2,689
	入所児	225	420	498	529	524	535	2,731
	(待機児童)	(0)	(21)	(9)	(5)	(0)	(0)	(35)
31	定 員	251	390	464	519	532	537	2,693
	入所児	220	414	490	522	542	520	2,708
	(待機児童)	(0)	(11)	(1)	(0)	(0)	(0)	(12)

注…各年度4月1日現在

③ 幼稚園の利用状況

定員数は、第1期計画期間の5年を通じて横ばいの状況にあります。

利用者数は、年々微減を示しており、平成30年には1,000人を割り込んでいます。

令和元年度は、定員1,430人に対して利用者数は961人と、約67%の利用にとどまっています。

【施設数】 …7園

単位：人

年度	定員	満3歳	3歳	4歳	5歳	合 計
平成27年度	1,430	1	358	343	390	1,092
平成28年度	1,430	0	318	379	359	1,056
平成29年度	1,430	6	331	349	365	1,051
平成30年度	1,430	5	297	332	348	982
令和元年度	1,430	7	312	314	328	961

注…各年度5月1日現在

④ 認定こども園の利用状況

平成27年4月より『イコロ昭和の森』（保育所型認定こども園）が開園し、同28年4月より幼保連携型に類型変更しています。

定員は190人で、2・3号認定については、近年はほぼ定員いっぱいから若干超過の状況となっています。

【施設数】…1園

単位：人

年度 (平成)		年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
27	2・3号	定 員	12	28	30	30	30	30	160
		入所児	12	28	30	30	20	2	122
28	1号	定 員				10	10	10	30
		入所児				7	2	6	15
	2・3号	定 員	12	28	30	30	30	30	160
		入所児	9	27	28	30	30	21	145
29	1号	定 員				10	10	10	30
		入所児				8	8	3	19
	2・3号	定 員	12	28	30	30	30	30	160
		入所児	12	28	30	30	30	29	159
30	1号	定 員				10	10	10	30
		入所児				8	5	8	21
	2・3号	定 員	12	28	30	30	30	30	160
		入所児	12	27	30	29	30	29	157
31	1号	定 員				10	10	10	30
		入所児				8	8	5	21
	2・3号	定 員	12	28	30	30	30	30	160
		入所児	12	28	30	30	32	30	162

⑤ 認証保育所の利用状況

東京都独自の保育所制度で、「A型（駅前基本型）」と「B型（家庭的保育型）」があります。近年はほぼ定員から若干超過の状況となっています。

市内に2か所あり、市外の保育所（4園）に9人が通園しています。

【施設数】…2園

単位：人

年度（平成）	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	定員
27	2	8	10	5	4	3	32	30
28	2	4	5	2	4	5	22	30
29	4	12	5	3	1	4	29	30
30	4	8	8	6	5	1	32	30
31	2	6	11	9	5	6	39	52

⑥ 事業所内保育所の利用状況

企業や病院などで、その従業員の乳幼児の保育を目的として設置する施設です。地域の子どもを受け入れるかどうかは、事業所の判断によります。

【施設数】…4園

単位：人

年度(平成)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計	定員
26	1	3	1	0	0	0	0	5	12
27	6	21	12	9	8	4	1	61	85
28	4	17	14	12	6	7	5	65	82
29	8	25	24	19	17	14	13	120	102
30	5	7	2	5	1	0	0	20	42

注…各年度10月1日現在

⑦ 認可外保育施設の利用状況

都の認証のない、事業所内保育施設などの分類に含まれない株式会社やNPO等が運営する保育施設を言います。

【施設数】…4園

単位：人

年度(平成)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計	定員
26	0	2	8	0	0	1	0	11	25
27	0	3	3	2	1	0	0	9	35
28	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	6	11	2	0	0	0	0	19	19
30	17	18	11	6	3	0	0	55	91

注…各年度10月1日現在

2 教育・保育給付の需要量の見込みと確保計画

5年間の計画期間（令和2年度～令和6年度）における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定め、提供体制の確保策やその実施時期を事業計画で明確にし、各年度の進捗管理をしていきます。

【量の見込み】

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号（教育認定3～5歳）	977	958	940	922	904	886
2号（保育 3～5歳）	1,690	1,715	1,700	1,686	1,673	1,658
3号（保育 0～2歳）	1,302	1,328	1,317	1,307	1,297	1,286

◇幼児期の学校教育【幼稚園・認定こども園】（1号・新1号認定）

（※幼稚園の過去の利用状況については、69ページを参照。）

■「量の見込み」に対する「確保計画」・「実施時期」

単位：人

	令和元年度 （実績）		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳
①量の見込み （必要利用定員総数）	322	655	316	642	310	630	304	618	298	606	292	594
②確保 の計画 認定こども園	10	20	10	20	10	20	13	26	28	56	28	56
③幼稚園（私学助成）	355	1,030	355	1,030	355	1,030	355	1,030	355	1,030	355	1,030
②+③-①	43	395	49	408	55	420	64	438	85	480	91	492

<1号認定の確保計画>（単位：人）

	名 称	予定時期	3歳	4歳	5歳
新 設	多摩保育園 （認定こども園）	令和4年4月 （開園）	3	3	3
新 設	のぞみ保育園 （認定こども園）	令和5年4月 （開園）	5	5	5
新 設	（仮称）立川基地跡地 認定こども園	令和5年4月 （開園）	10	10	10

■確保の方策

- 1号認定については、量の見込みが微減していく想定になっています。
- 幼稚園については、「私学助成幼稚園」と子ども・子育て支援新制度による「確
認幼稚園」がありますが、本市では、国や都の動向及び私学助成幼稚園の意
向を踏まえつつ、私学助成幼稚園への支援を行います。
- 認定こども園の新設と、移行を希望する私学助成幼稚園について支援等を行
います。
- 保育所から認定こども園への移行を検討している園への支援を行います。

◇幼児期の学校教育・保育【保育所・認定こども園】（2号・新2号認定）

（※保育所の過去の利用状況については、69ページを参照。）

■「量の見込み」に対する「確保計画」・「実施時期」

単位：人

	令和元年度（実績）		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳	
①量の見込み （必要利用定員総数）	558	1,132	565	1,150	562	1,138	558	1,128	553	1,120	548	1,110	
②確保 の計画	保育所	519	1,069	522	1,074	523	1,070	485	993	471	963	471	963
	認定こども園	30	60	30	60	30	60	62	124	96	192	96	192
	認証保育所	8	13	8	11	8	11	8	11	8	11	8	11
	認可外保育施設、企業主導型保育事業	3	5	3	5	3	5	3	5	3	5	3	5
②-①	2	15	△2	0	2	8	0	5	25	51	30	61	

○2号認定は、計画期間5年間は、令和2年度の3歳児を除いて基本的に定員に満たない量の見込みで、待機児童は発生しない想定になっています。

<2号認定の確保計画>（単位：人）

	名称	予定時期	3歳	4歳	5歳
増改築	福島保育園	令和3年4月	1	△2	△2
増改築	多摩保育園 （認定こども園）	令和4年4月	2	2	2
増改築	のぞみ保育園 （認定こども園）	令和5年4月	0	△1	△1
新設	（仮称）立川基地跡地認定こども園	令和5年4月 （開園）	20	20	20

■確保の方策

- 2号認定については、量の見込みが微減していく想定になっています。
- 3号認定の待機児童に対応するため、福島保育園の増改築や立川基地跡地での認定こども園（令和2年3月現在、実際の運営主体等の詳細は未定）の新設が計画されています。

◇幼児期の保育【保育所・認定こども園】（3号・新3号認定）

（※保育所の過去の利用状況については、69ページを参照。）

■「量の見込み」に対する「確保計画」・「実施時期」

単位：人

		令和元年度 (実績)			令和2年度			令和3年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		249	506	547	268	510	550	266	505	546
②確保の 計画	保育所	245	380	449	245	383	452	251	389	458
	認定こども園	12	28	30	12	28	30	12	28	30
	地域型保育事業	6	10	15	5	8	13	5	8	13
	認証保育所	9	11	11	9	14	11	9	14	11
	認可外保育施設、企 業主導型保育事業	20	25	26	20	25	26	20	25	26
	定期利用	1	2	2	2	3	3	2	3	3
②-①		44	△50	△14	25	△49	△15	33	△38	△5

		令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		264	501	542	262	497	538	260	493	533
②確保の 計画	保育所	244	374	441	235	364	429	235	364	429
	認定こども園	23	50	52	41	79	84	41	79	84
	地域型保育事業	5	8	13	5	17	23	5	17	23
	認証保育所	9	14	11	9	14	11	9	14	11
	認可外保育施設、企 業主導型保育事業	20	25	26	20	25	26	20	25	26
	定期利用	2	3	3	2	3	3	2	3	3
②-①		39	△27	4	50	5	38	52	9	43

＜3号認定の確保計画＞（単位：人）

	名 称	予定時期	0歳	1歳	2歳
増改築	福島保育園	令和3年4月	6	6	6
増改築	多摩保育園（認定こども園）	令和4年4月	2	2	2
増改築	のぞみ保育園（認定こども園）	令和5年4月	0	4	2
新 設	昭島すみれ幼稚園 （地域型保育事業）	令和5年4月 （開園）	—	9	10
	（仮称）立川基地跡地 認定こども園	令和5年4月 （開園）	9	15	18

■確保の方策

- 3号認定については、0歳児は11人（4%）増、1歳児は13人（3%）減、2歳児は14人（3%）減の量の見込みとなっています。
- 3号認定の待機児童に対応するため、福島保育園の増改築（増員）や立川基地跡地での新設が計画されています。

3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園の推進）

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点だけでなく、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を考慮しながら、質の高い教育・保育の提供を行うとともに、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所等を支援する体制づくりを進め、保護者や地域の「子育て力」の向上に向けた支援を実施します。

（1）幼保連携型認定こども園における教育・保育の推進

- 幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国の定める「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に則り、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開します。
- 子どもの最善の利益を考慮し、一人ひとりの存在を受け止め、家庭との緊密な連携の下、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障し、援助する保育を行います。
- 幼保連携型認定こども園は、学校と児童福祉施設の両方の位置づけを持つ質の高い幼児期の学校教育・保育を一体的に行うことを基本として、そのねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5つの領域から構成します。
- 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育・保育の内容の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培います。
- 小学校との連携はもとより、他の地域の保育所、幼稚園、認定こども園との連携を図ります。

（2）認定こども園への移行の支援等

保護者の就労形態の多様化、教育と保育の需要に対応するため、認定こども園への移行の希望のある市内保育所および幼稚園に対し、支援に努めます。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に照らし、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るために実施するものです。

国や都の基準に基づき、良質かつ適切な教育・保育の提供に努めるとともに、対象となる児童、子育て世帯に適切な支援を行います。

給付に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮するとともに、必要に応じて給付方法について検討を行います。

5 教育・保育施設等の整備と運営の質の確保・向上

質の高い教育・保育と子育て支援を提供するためには、良質な施設などの確保と、幼稚園教諭、保育士など子どもの育ちを支援する人の処遇改善、また、それぞれの専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。また、幼児教育・保育に関する専門的知見や豊富な実践経験を有する者による市内の教育・保育施設や家庭への指導、助言等の支援が図れるよう、家庭と教育・福祉の関係機関との連携を進めていきます。

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育と子育て支援を提供し、その質の確保・向上のため、適切な評価を実施するとともに、結果を踏まえた不断の改善努力に努めます。

本市では、教育・保育の「質」の確保と向上等の取組について定める条例として、「昭島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」を制定し、運用してきました。令和元年10月より幼児教育・保育無償化等を受けて条例の一部改正を行っており、引き続き教育・保育の質の確保と向上に取り組みます。

○施設整備支援

良質な子育て環境を確保するため、「安心こども基金」を活用して必要な施設の整備を支援します。

○監査指導体制等

定期的な指導監査・財政監査を実施します。

第三者評価については3年ごとに実施します。

○研修の充実

- ・保育士等の資質向上に向けた研修を実施します。
- ・事業者等が行う研修について支援します。
- ・家庭的保育者等の認定研修への支援を行います。

6 幼児期の特別支援教育、障害児保育等の推進

障害のある子どもに、その特性に応じた「個別支援」を行うとともに、障害の有無にかかわらず、共に育ちあうことができるよう、教育・保育の環境整備を進めます。

○障害児通所支援事業の拡充

集団生活への適応訓練、日常生活の基本的動作の指導など「障害児通所支援事業」や「親子通園事業」を拡充します。

○「インクルーシブ教育・保育」の拡充

障害、疾病、貧困、外国につながりをもつ家庭など、支援を必要とする児童を含めたすべての子どもが共に学び・共に成育する「インクルーシブ教育・保育」の推進に努めます。

7 産休後・育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報を提供するとともに、育休明けの入所に向けた相談などの支援を行います。

○「利用者支援事業」においてきめ細やかな情報提供を行います。

8 地域型保育事業と特定教育・保育施設との連携

待機児解消に寄与する地域型保育事業が適正かつ確実に実施され、3歳児以降の必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、「特定教育・保育施設」である保育所・幼稚園・認定こども園が、地域型保育事業所の「連携施設」となって、バックアップの役割と、3歳以降も継続した保育が提供されるように支援を行います。

9 地域子ども・子育て支援事業などの需要量の見込みと確保計画

5年間の計画期間（令和2年度～令和6年度）における「地域子ども・子育て支援事業」や「放課後子ども教室」の量の見込みを定め、提供体制の確保策やその実施時期を事業計画で明確にし、各年度の進捗管理をしていきます。

(1) 利用者支援に関する事業

【事業概要】

「利用者支援事業」は、保育所や幼稚園などの教育・保育施設・地域型保育事業、「一時預かり」、「学童クラブ」等の地域子ども・子育て支援事業等の利用情報を集約し、子どもや保護者からの相談に応じて必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連携調整等を行う事業です。子どもや保護者が、教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、専任の職員等が身近な場所（行政窓口や「子育てひろば」等）で支援を行います。「母子保健型」は、妊娠届の機会に面談を行うことにより、妊娠期から就学まで切れ目のない支援を行います。

【本市の現状】

子ども子育て支援課、子ども育成課や健康課などの窓口で相談を受け付けています。平成28年度から「保健福祉センター（『あいぽっく』）」に「子育て世代包括支援センター」を設置しています。

■事業計画

〔基本型〕

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画数	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
設置場所	市窓口	市窓口 教育福祉総合 センター	市窓口 教育福祉総合 センター	市窓口 教育福祉総合 センター	市窓口 教育福祉総合 センター	市窓口 教育福祉総合 センター

〔母子保健型〕

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦面談者数	916人	880人	873人	866人	859人	852人

※確保計画数については、各年度の子どもの推計出生数としています。

■確保の方策

○市役所子ども子育て支援課窓口を設置場所として「利用者支援専門員」を配置し、実施しています。また、「保健福祉センター」や「子育てひろば」（5か所）で出張相談を実施します。

令和2年度に、「教育福祉総合センター」内に1か所設置する予定です。

○「母子保健型」については、対象者全員の面談の実現をめざします。

(2) 時間外保育（延長保育）事業

【事業概要】

「時間外保育事業（保育所）」は、保護者の就労形態等に対応し、保育短時間（8時間）・保育標準時間（11時間）の通常の保育時間を超えて保育する事業です。

【本市の現状】

市内 25 園（分園含む）のうち 23 園で実施しています。

保育所における時間外保育の実施か所数

実施時間	私立保育所
午後 7 時 00 分までの時間外保育	19 か所
午後 7 時 15 分までの時間外保育	2 か所
午後 8 時 00 分までの時間外保育	2 か所
計	23 か所

■事業計画（単位：人）

	平成 30 年度 （実績）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み （延べ利用者数）	54,556	59,000	59,000	59,000	59,000	59,000
確保の計画 （延べ利用者数） （実施か所数）	—	59,000 (23 か所)				

■確保の方策

○市内全園において保育短時間・保育標準時間事業を継続し、時間外保育事業（延長保育事業）によって多様な働き方への支援も行っていきます。

(3) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

【事業概要】

「学童クラブ」は、保護者の就労等により放課後家庭において適切な監護（保育）を受けられない小学校就学児を対象に、安心・安全な生活の場と遊び・学習などの活動の場を提供するとともに健全育成を図る事業です。

【本市の現状】

市内 21 か所で実施しています。

■事業計画（単位：人）

	平成30年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生～3年生 の量の見込み （実施か所数）	1,210 （21 か所）	1,230 （22 か所）				
確保の計画	—	1,230 （22 か所）				

■確保の方策

- 本市では、当面、1年生～3年生までを対象として実施します。
- 例年4月当初には待機児童が発生していますが、年度内には解消しており、恒常的に待機児童が発生している地域で定員の増加を図り、待機児童の更なる解消に努めていきます。
- 開所時間の延長（午後6時～午後7時）を継続します。
- 国の『新・放課後子ども総合プラン』に基づき、学童クラブと「放課後子ども教室」の一体的な、または連携による体制の整備に努めていきます。
- 引き続き、学童クラブへの障害のある児童の受け入れに努めます。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【事業概要】

「子育て短期支援事業」は、保護者の疾病や出産、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等のために家庭での児童の養育が一時的に困難な場合に児童福祉施設内などで一時的に預かり、児童とその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。

休日・宿泊を含めた「ショートステイ事業」と夜間に預かりを行う「トワイライトステイ事業」があります。

【本市の現状】

実施場所 「ショートステイ」…保健福祉センター内（1か所）

「トワイライトステイ」…児童養護施設（双葉園）内（1か所）

■事業計画（単位：人）

〔ショートステイ〕

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ利用者数)	133	110	110	110	110	110
確保の計画	—	110	110	110	110	110

※「量の見込み」については、平成30年度のみではなく過去の利用実績の平均に基づいて見込んでいます。

〔トワイライトステイ〕

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ利用者数)	211	220	220	220	220	220
確保の計画	—	220	220	220	220	220

■確保の方策

〇量の見込みはほぼ横ばいで設定しており、引き続き、ショートステイについては「保健福祉センター」内、トワイライトステイについては児童養護施設内の各1か所ずつで実施します。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

「乳児家庭全戸訪問事業」は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

【本市の現状】

「こんにちは赤ちゃん事業」(生後2か月～4か月まで)を「乳児家庭全戸訪問事業」として実施しています。

■事業計画 (単位：人)

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数 (出生数見込み)		885	880	873	866	859	852
確保の 計画	こんにちは 赤ちゃん事業	—	880	873	866	859	852
	訪問率		100%	100%	100%	100%	100%

■確保の方策

○乳児全員を対象に、原則として保健師または助産師による全戸訪問事業として実施します。

(6) 養育支援訪問事業・要保護児童に対する支援に資する事業

【事業概要】

「養育支援訪問事業」は、養育支援が特に必要な家庭を対象に保健師や保育士等の専門家が、訪問等により養育に関する指導、助言、家庭への育児に関する援助等を行うことで適切な養育を確保する事業です。また、より適切な保護や支援につなげる事業として、「要保護児童対策地域協議会」において関係機関が情報の交換や協議等を行います。

【本市の現状】

市では関係機関と連携して、支援が必要な家庭の状況に応じて、迅速な対応を行っています。

■事業計画

◎養育支援については、児童虐待等対応ケース数が増えないことが健全な状態と考えられることから、「量の見込み」は設定しないこととします。

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確 保 の 計 画	養育支援訪問回数	126回	120回	120回	120回	120回	120回
	支援者数	16人	15人	15人	15人	15人	15人
	育児支援ヘルパー 派遣件数	19件	20件	20件	20件	20件	20件
	要保護児童対策地域 協議会 (代表者会議開催数)	2回	1回	2回	1回	2回	1回
	要保護児童対策地域 協議会 (実務者会議開催数)	4回	4回	4回	4回	4回	4回
	要保護児童対策地域 協議会 (個別ケース会議開催数)	173回	150回	150回	150回	150回	150回

※確保計画数については、平成30年度のみではなく過去の利用実績の平均に基づいて設定しています。

■確保の方策

- 必要に応じて、「要保護児童対策地域協議会」の各会議を開催します。
- 要支援訪問回数と個別ケース会議の開催数については、関係機関との連携を密にすることによって要支援家庭へのより丁寧な対応を検討するため、第1期計画と比較して大幅な増を想定しています。
- 「子ども家庭支援センター」に、引き続き虐待対策ワーカーを配置します。

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）

【事業概要】

「地域子育て支援拠点事業」は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、0～3歳までの子どもと保護者が気軽に集い、相互交流・情報提供・子育ての不安や悩みの相談ができる場所を提供する事業です。

【本市の現状】

- ・子育てひろば（一般型）……5か所
親子交流、情報提供、子育て相談を行っています。
- ・子育てひろば（都単独型）…30か所
保育所、幼稚園で子育て相談を行っています。

■事業計画（単位：人）

〔一般型〕

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ利用者 数〔人〕)	32,193	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
確保の計画 (か所数)	—	27,000 (6か所)	27,000 (6か所)	27,000 (6か所)	27,000 (7か所)	27,000 (7か所)

※「量の見込み」については、平成30年度のみではなく過去の利用実績の平均に基づいて見込んでいます。

〔都単独型〕

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ相談件 数〔件〕)	2,035	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
確保の計画 (か所数)	—	2,000 (30か所)	2,000 (30か所)	2,000 (30か所)	2,000 (30か所)	2,000 (30か所)

※「量の見込み」については、平成30年度のみではなく過去の利用実績の平均に基づいて見込んでいます。

■確保の方策

○身近な場所での「子育てひろば」のニーズは高く、令和2年度に、「教育福祉総合センター」内への一般型1か所の増設を予定します。

(8) 一時預かり事業

【事業概要】

「一時預かり事業」は、次の2つのタイプで実施されています。

- ① 幼稚園、認定こども園の在園児を対象とした、保育時間を延長しての一時預かり事業（預かり保育、延長保育）。
- ② 保護者の疾病、出産、親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたいときに一時的に保育所などで児童を預かる事業。
 - ・ 専用スペースによる一時預かり事業
 - ・ 都単独型一時預かり事業…各保育所における基準面積・職員配置を確保したうえでの一時的預かり事業

【本市の現状】

幼稚園…7か所、保育所…24か所、専用型…1か所

保育所での一時預かり事業は、現実問題としてスペースの確保が難しい状況から、限られた人数への対応にならざるを得ない状況にあります。

■事業計画（単位：人）

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		22,242	22,800	24,300	24,300	24,300	24,300
確保の 計画	幼稚園	—	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
	都単独型 (保育所)		1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	専用スペース型 (保育所)		3,000	4,500	4,500	4,500	4,500

■確保の方策

- 専用スペース型による一時預かり事業（『なしのき保育園』内）は、現行でも抽選による預かりとなっており、今後の量の見込みの増加が予想されることから、令和2年度に専用スペース型1か所の増設を見込みます。

(9) 休日保育事業

【事業概要】

保育所等を利用している子どもを、保護者の勤務形態や疾病等の都合により日曜、祝日に家庭で保育できない場合に預ける事業です。

・対象…保育所在園児（1歳以上）

【本市の現状】

【市内実施場所】…上ノ原保育園分園 1か所、定員：1日10名。

■事業計画（単位：人）

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	548	550	550	550	550	550
確保の計画 (実施か所数)	—	550 (1か所)	550 (1か所)	550 (1か所)	550 (1か所)	550 (1か所)

■確保の方策

○休日保育については、上ノ原保育園分園1か所で実施していきます。

○不測の状況が発生した場合を考慮し、今後ニーズがある場合への対応について検討を重ねていきます。

(10) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

「病児・病後児保育事業」は、保育所等を利用している子どもで、病氣中または病氣回復期にあり集団保育が困難な期間に病院・保育所に併設された専用室で預かり、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。

【本市の現状】

【実施場所】 病児保育事業（太陽こども病院内）1か所、定員：1日8名
病後児保育事業（昭和郷保育園内）1か所、定員：1日3名

■事業計画（単位：人）

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	460	450	450	450	450	450
確保の計画 (実施か所数)	—	450 (2か所)	450 (2か所)	450 (2か所)	450 (2か所)	450 (2か所)

※「量の見込み」については、平成30年度のみではなく過去の利用実績の平均に基づいて見込んでいます。

■確保の方策

○病児・病後児保育は、病院内と保育所内の2か所で実施していきます。

(11) ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

「ファミリー・サポート・センター事業」は、育児の援助をしたい方（協力会員）と育児の援助をしてほしい方（利用会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする事業です。

【本市の現状】

「昭島市社会福祉協議会」で会員相互の連絡調整を行っています。

協力会員…291人・利用会員…313人 延べ利用件数…3,964件（*平成30年度）

■事業計画（単位：人）

		平成30年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延べ利用者数）		3,964	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
確保 の 計 画	障害児送迎・一時預り	-	100	100	100	100	100
	保育所送迎・一時預り		1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	学童送迎・一時預り		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	通院等による一時預り		1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	合計		3,800	3,800	3,800	3,800	3,800

※「量の見込み」については、平成30年度のみではなく過去の利用実績の平均に基づいて見込んでいます。

■確保の方策

○昭島市社会福祉協議会により事業を実施していきます。

(12) 妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠、出産に資するため、適切な健診を行う事業です。

【本市の現状】

妊婦の健康管理を目的とし、医療機関に委託して健診を実施しており、1人14回までの公費助成を行っています。

■事業計画

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (妊娠届数)	818人	880人	873人	866人	859人	852人
確保の 計画	利用人数	880人	873人	866人	859人	852人
	利用率	100%	100%	100%	100%	100%
	延べ利用回数	12,320回	12,222回	12,124回	12,026回	11,928回

■確保の方策

○全妊産婦に関して、健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保と経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査等にかかる費用の一部を引き続き助成します。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

世帯の所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設の通園に必要となる下記「実費徴収に係る費用」の全部または一部を助成する事業です。

- ・園服、通園カバン、文具費など
- ・遠足等行事費
- ・給食費

対象者…市民税非課税世帯で、施設型給付（「認定こども園」、「保育所」、「幼稚園」）、地域型保育給付（小規模保育所等）に通園する人

【本市の現状】

本市では、平成27年度から本事業を実施しています。

令和元年度より幼児教育・保育無償化の実施に伴い、新たに副食費にかかる費用が助成対象となります。

■事業計画（単位：件）

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5	135	135	135	135	135
確保の計画	—	135	135	135	135	135

(14) 放課後子ども教室（「新・放課後子ども総合プラン」）

【事業概要】

「放課後子ども教室」は、放課後等に子どもの安全・安心な居場所を設け、さまざまな体験活動や異年齢の子どもとの交流、地域の指導者との交流活動等を通して心豊かな子どもの育成を図る事業です。

【本市の現状と計画】

市内 13 か所（全小学校）で実施しています（開設割合：100%）。令和2年度以降も、引き続き実施します。

■事業計画（*「新・放課後子ども総合プラン」としては令和5年度まで）

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数	13	13	13	13	13	13
確保の計画 (実施か所数)	13	13	13	13	13	13

〈一体型の学童クラブ・放課後子ども教室の目標事業量など〉

○現在、小学校を利用している、または小学校に隣接している場所で学童クラブを実施している施設は、市内 21 学童クラブ中 19 学童クラブです。小学校を利用している学童クラブと、隣接した場所で実施している学童クラブを「一体型」、小学校から離れた場所で実施している学童クラブを「連携型」とします。（「一体型」が市内 13 校のうち 11 校、「連携型」が5校〔*両型の重複が3校〕。）

令和2年度以降も引き続き、年1回以上の一体型及び連携型を実施していきます。

■目標事業量（*「新・放課後子ども総合プラン」としては令和5年度まで）

区分	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一体型	19	19	19	19	19	19
連携型	2	2	2	2	2	2
開設割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%

〈学童クラブ・放課後子ども教室の一体的または連携による実施に関する具体的な方策〉

○次世代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、現在の放課後子ども教室のプログラムを参考に、学童クラブのプログラムとして実施する必要があります。子どもの放課後の過ごし方について具体的な対策に向けて検討するため、令和5年度末までに、現在設置されている放課後子ども教室の「実行委員会」に「学童クラブ支援員」等を加えた、協議会を設置して体制整備の推進を図ります。

＜小学校の余裕教室等の学童クラブ、放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策＞

- 現在、学童クラブ 21 か所のうち 5 か所が小学校の余裕教室を利用しています。しかしながら、小学校での少人数学級、特別支援学級および「特別支援教室」の開設などにより、学童クラブや放課後子ども教室で利用できる教室の確保が困難な状況にあります。
- 「新・放課後子ども総合プラン」の実施にあたり、放課後児童の安全・安心な居場所を確保するため、小学校の施設利用について教育委員会と連携するとともに、引き続き小学校等の理解・協力を得ながら進めます。

＜学童クラブ・放課後子ども教室の実施に関する教育委員会と福祉部局の具体的な連携についての方策＞

- 学童クラブ・放課後子ども教室の主管課と開催場所である各小学校とが連携し、「協議会」を設置することにより課題や情報を共有して、放課後児童の安全・安心な居場所の確保に努めていきます。

＜特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策＞

- すべての学童クラブにおいて、特別な配慮を要する児童について各学童クラブ 3名までの受け入れが可能な体制であり、2名に対して1人の職員を配置し、増員する対応をすすめています。

＜学童クラブの開所時間延長に関する取組＞

- 現在、すべての学童クラブにおいて午後7時までの開所時間延長を行っており、引き続き午後7時までの開所を実施していきます。

＜各学童クラブが学童クラブの役割をさらに向上させていくための方策＞

- 「放課後児童健全育成事業」は、「児童福祉法」に基づきその保護者が就労、疾病等により家庭において保育を受けられない児童を対象とし、放課後・学校休業日に学童クラブで家庭に代わる生活の場と適切な遊びを提供し、児童の心身の発達を支援し健全育成を図ることを目的とします。
- こうした目的を遂行するため、「学童クラブ支援員」および「補助員」の研修等を実施することにより、質の向上を図ります。

＜学童クラブの役割を果たす観点から、各学童クラブにおける育成支援の内容について利用者や地域住民への周知を推進するための方策＞

- 平成27年度より事業委託をした「社会福祉事業団」を中心に、各学童クラブの運営に関して利用者や近隣住民に理解が進むよう周知していきます。

(15) 児童センター

【事業概要】

子どもが遊びや文化活動を通して、自由に楽しく集う施設としての役割を担います。

【本市の現状】

『昭島市児童館構想』に基づき、平成 15 年 10 月 1 日より、つつじが丘 2 丁目に「児童センター」（愛称：ぱれっと）を設置しています。

■確保の方策

○『昭島市公共施設等総合管理計画』に基づき、児童センターの適切な維持・管理等に努めていきます。

10 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

(1) 連携の推進

乳幼児期の発達が連続性を有するものであるとともに、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意して、教育・保育施設と地域型保育事業を行う事業所の相互の連携、幼稚園・保育所等と小学校等との連携について、本計画の基本的考え方を踏まえ、市内における連携を推進します。

(2) 子ども家庭支援センターを核とした連携の強化

「子ども家庭支援センター」は、子どもと子育て家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに、相談内容に応じて必要な子育てサービスを紹介し専門機関につなげるなどの支援を行う一方で、児童虐待については、「要保護児童対策地域協議会」で地域の方々や機関と協力・連携して、子どもの人権を守り、養育に困難をきたしている家庭を支援しており、地域、幼稚園・保育所、小学校、警察、児童相談所、保健所、医療機関等と協力して、市内におけるこれらの連携の促進・強化に努めます。

(3) 「児童発達支援基本計画」の推進

近年、出生数が減少する中、発育・発達に課題があり何らかの支援を必要としている児童が年々増加の傾向にあると言われていています。本市では、児童発達支援の中核的な拠点施設を設置し、配慮を必要とする児童への「理解」「支援」「連携」が適切に行われるよう、ライフステージに応じた継続した支援の体制を構築することを目的に、『昭島市児童発達支援基本計画』を策定しました。この計画に基づき、要支援児童が地域の一員として自立することを目標に、適切で継続したサービスの提供に努めます。

◇計画の主な内容

- ①早期発見・早期対応に向けた取組の充実
- ②学齢期における支援の充実
- ③関係機関との連携体制の構築
- ④要配慮児童の地域生活を支援するための環境整備
- ⑤支援の中核的拠点の整備

11 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。

仕事と生活の調和（「ワーク・ライフ・バランス」）の実現のため、職場における働き方や家庭内の役割分担を選択できる環境の整備や意識の醸成に、継続的に取り組んでいく必要があります。

また、企業等民間団体に対しても、こうした取組への共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

① 働きやすい職場環境の整備

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、市民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

② 育児休業等制度の周知

企業等民間団体へ制度を周知するとともに、行政機関内においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

③ ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。

第 6 章 計画の推進と進行管理

第6章 計画の推進と進行管理

1 計画推進の考え方

本計画や、市の子ども・子育て支援事業のめざす方向性として、次の3つの基本方針に基づき取組を推進していきます。

- ①昭島市は、家庭・地域と協力・連携し、「子どもが安心して生まれ、子育てしやすい環境づくり」を進めます。
- ②昭島市は、子どもの幸せと健康を基本に、「社会の一員として共に歩む自覚を持ち、自分の夢や希望に向かって生きる子どもの育成」をめざします。
- ③昭島市は、地域ぐるみで「子育て支援・子どもの健やかな育ちの実現」に取り組めます。

2 役割分担による推進

社会のあらゆる分野における、子ども・子育て支援に果たす責務と役割を明示して取組を進めます。

国は、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保、その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（基本指針）」を定めるほか、都道府県や市区町村の事業計画に定める支援を円滑に実施するための必要な援助を行うこと、とされています。

都道府県は、子ども・子育て支援法に基づいて「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定するとともに、市区町村に対し、事業計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、同法および条例に基づき国、市区町村等と緊密な連携を図りながら計画の推進に努めます。

①家庭の役割

「子ども・子育て支援法」で、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」とされていることに基づき、子どもと保護者が確かな関係性を築きながら、基本的な生活習慣を身に付ける場となること。

②幼稚園・保育所等の役割

- ・子どもの健やかな成長に適切な環境を整え、健全な心身の発育を助長するため、子どもに対して幼児教育・保育を行うこと。

③学校の役割

- ・就学児童の健やかな成長と「生きる力」を育む教育・体験の場であること。
- ・地域や家庭と連携しながら子どもの成長を支援すること。

④地域の役割

- ・民生児童委員などによる子育て家庭へのアドバイス・相談・支援を行うこと。
- ・地域の子どもの見守り、相談役を担うこと。
- ・子ども会などによる地域の支え合いを行うこと。
- ・子どもの虐待等の早期発見と見守り支援を図ること。

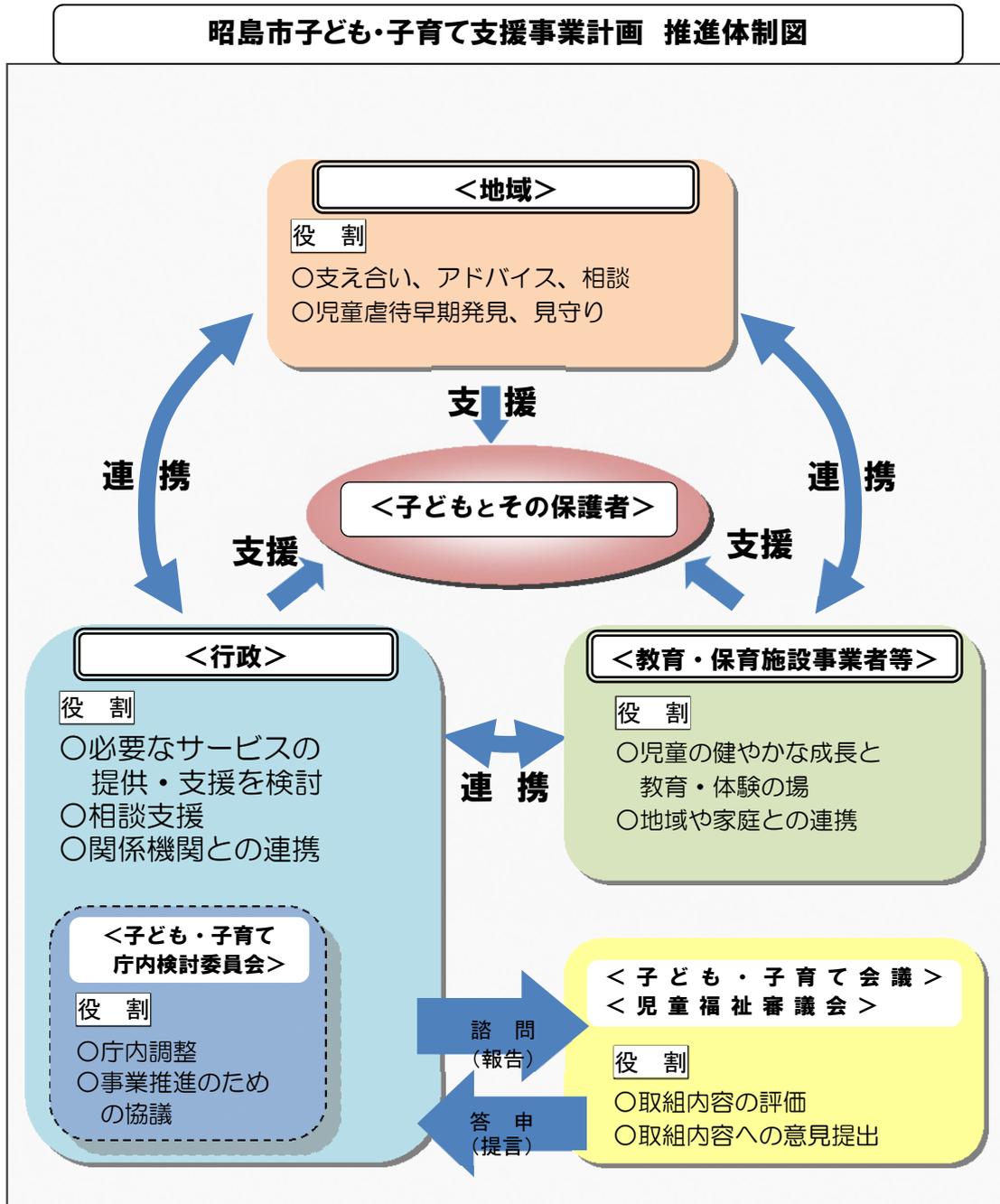
⑤行政の役割

本市を含む市区町村は、子ども・子育て支援法に基づいて「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、その際には、子ども・子育て支援に関わる条例を基本として、都道府県と緊密な連携を図ることとします。

- ・必要なサービスの提供・支援
- ・相談支援
- ・関係諸機関との連携

3 関係機関等との連携

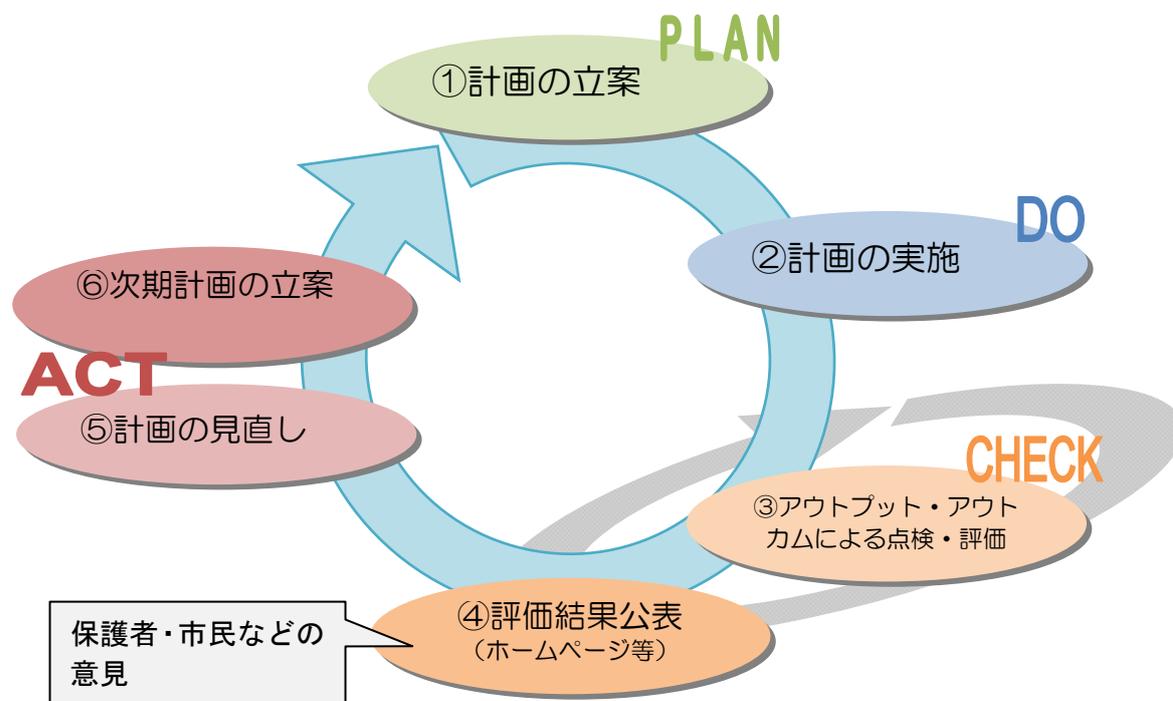
本市では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁を挙げて子ども・子育て支援に取り組みます。



4 計画の進行管理と点検・評価

本計画は、「昭島市子ども・子育て会議」等を活用し、毎年度点検・評価・公表します。

個別事業の進捗状況（アウトプット）と計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、その結果を公表して、施策の改善等につなげていきます。

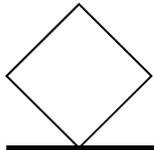


- (1) 計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標を基に毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、「子ども・子育て会議」で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。
- (2) ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、市民への啓発を推進します。また、あらゆる機会を利用者の意見を把握し、利用者目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

5 国・都への要望

子ども・子育て支援の大きな財源として、消費税増収分一部が充てられるとされています。社会保障の一つの柱に子育てが位置づけられたことは、非常に大きな意味を持つものです。しかしながら、子ども・子育て支援制度で必要とされる財源は、まだ十分ではありません。

今後も国の動向を十分注視するとともに、必要に応じて、国や都への要望を行っていきます。



付属資料



資料 1 用語説明

■ あ 行

預かり保育

幼稚園や認定こども園において、4時間を標準とする教育時間の前後や土曜・日曜日、長期休業期間中に保護者の希望に応じて、教育活動を行うもの。従来から地域の実情に応じて個々の幼稚園の判断で実施されてきましたが、平成12年から施行された「幼稚園教育要領」に初めて位置付けられました。

育児休業制度

労働者が、養育する1歳に満たない子について、事業主に申し出ることにより、休業することができる制度のこと。

なお、子が1歳以降、保育所に入れないなどの一定の要件を満たす場合は、1歳6か月に達するまでの間、休業期間を延長（再延長で2歳まで）することができます。

インクルーシブ教育・保育

障害や疾病の有無、年齢、性別、国籍、文化などにかかわらず、あらゆる子どもが共に育ち合うことを大切に、一人ひとりが尊重され、皆で支え合う教育・保育のこと。

NPO（Non Profit Organization）

ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指し、民間企業などの営利企業とは異なり、社会的な使命の実現をめざして活動する組織や団体のこと。

■ か 行

「確認」制度

市区町村が、認可を受けた教育・保育施設や地域型保育事業について、施設の認可基準への適合を確認し、国・都・市の運営費の給付対象として承認の可否を判断すること。その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、「市区町村事業計画」に照らして「1号認定子ども」、「2号認定子ども」、「3号認定子ども」ごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認する。

企業主導型保育所

国の企業主導型保育事業による費用の助成を受けて、企業が主として従業員向けに設立・運営する認可外保育所。延長・夜間・休日保育や短時間の利用など、多様な働き方に応じた柔軟な保育を提供することが可能で、複数の企業が共同で設置したり、従業員枠のほか地域枠として地域の子どもを受け入れることもできます。

教育・保育

6歳未満の乳幼児への就学前の早期教育、または養護と教育のこと。

教育・保育給付

就学前の子ども対象の教育・保育施設や保育事業の利用に関する費用が、利用者の負担と公的な給付とにより賄われる仕組みで、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」と「家庭的保育事業」等に対する「地域型保育給付」があります。

教育・保育施設

市区町村が施設型給付費の支給対象として確認を行った施設のことを言います。

合計特殊出生率

「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

子ども家庭支援センター

子育て家庭からの育児などの相談や18歳未満の子ども自身からの相談、児童虐待に関する相談等に応じるほか、親子の交流の場を提供し、子育てをしている人の仲間づくりや子育てに関する情報提供など、子育て家庭への支援を行う施設。

子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号・認定こども園法の一部改正）
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号・児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月に制定された「子ども・子育て関連 3 法」に基づく制度のこと。幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めることを目指しています。

子ども・子育て支援法

平成 24 年 8 月に成立・公布された新法で、子ども・子育てにかかわる財源を追加充当するための新たな仕組みに関する法律。子どものための現金給付（児童手当）や教育・保育給付の仕組み、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業、子ども・子育て支援事業計画などについて定めています。

■ さ 行

施設型給付

教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）を対象とした給付のこと。

市区町村子ども・子育て会議

「子ども・子育て支援法」第 77 条第 1 項で規定する、市区町村が条例で設置する「審議会その他の合議制の機関」を言います。

市区町村子ども・子育て支援事業計画

5 年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画を言い、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市区町村が作成します。（「子ども・子育て支援法」第 61 条）

児童虐待

親または親に代わる保護者により児童に加えられる身体的虐待、心理的虐待、性的虐待およびネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）等の行為を言います。

児童の権利に関する条約

児童の権利に関する条約（通称子どもの権利条約）は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18 歳未満の子どもを権利をもつ主体と位置づけ、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

児童福祉法

次代の担い手である児童一般の健全な育成と福祉の積極的増進を基本精神とする、児童についての根本的・総合的法律。児童等の定義のほか、児童福祉審議会、児童委員、児童相談所等の児童福祉機関の役割と業務、各種在宅福祉サービス、児童福祉施設等について規定し、子どもの健やかな成長と生活を保障するために制定されています。

ショートステイ

保護者が病気、冠婚葬祭、急な出張、学校等の公的行事、疾病や育児疲れなどで子どもを養育することが一時的に困難な状況になったときに、子どもを預かる事業。

新・放課後子ども総合プラン

平成26年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」の取組の成果を受け、新たに策定された2019年度からの向こう5年間を対象とする放課後児童対策のプラン。学童クラブの待機児童の早期解消、学童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目的としています。

■ た 行

待機児童

保育所や学童保育施設に入所の申込みをしているにもかかわらず、入所できず入所を待つ児童のこと。

地域型保育給付

後記「地域型保育事業」（「小規模保育」や「家庭的保育」等）を対象とした給付のこと。

地域型保育事業

少人数の単位で、主に3歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、「小規模保育」、「家庭的保育」、「居宅訪問型保育」、「事業所内保育」の4つがあります。

地域子育て支援拠点事業

地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行い、家庭や地域における子育て中の親の孤立感や負担感の増大等を解消し、地域で支える事業。

地域子ども・子育て支援事業

「利用者支援事業」、「地域子育て支援拠点事業」、「一時預かり事業」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「延長保育事業」、「病児（病後児）保育事業」、「放課後児童クラブ」等の事業の総称。

特定教育・保育施設

市区町村長が施設型給付の対象となる施設として確認する「教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）」のこと。（「施設型給付」を受けず「私学助成」を受けるとる私立幼稚園は含まれません。）

特定地域型保育事業

市区町村長が地域型保育給付の対象となる施設・事業者として「確認」する事業者が行う「地域型保育事業」を言います。

トワイライトステイ

保護者が仕事等の理由により平日の夜間等に不在となり家庭において児童を養育することが困難な場合等に、児童養護施設等において預かる事業。

■ な 行

乳幼児

「乳児」と「幼児」を合わせた呼び名。「乳児」は、児童福祉法では生後0日～満1歳未満までの子で、「幼児」は、満1歳から小学校就学前までの子どもとされています。

認可保育所

児童福祉法に基づき、保護者の就労や病気などの理由により家庭で子どもの保育ができない場合に、0歳から小学校就学前までの子どもを保育する施設。

保育所での保育の内容については、厚生労働省の定める「保育所保育指針」に規定されています。これは、文部科学省が定める「幼稚園教育要領」と内容の整合が図られており、「就学前教育」として、保育所と幼稚園は同じ目標を持ちます。

認証保育所

東京都独自の基準を満たし、都が認証した認可外保育施設。

認定こども園

就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供する機能と、地域での子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事から認定を受けている施設。

■ は 行

バリアフリー

高齢者、障害者をはじめとする全ての人の社会参加を困難にしている、物理的、制度的、心理的、その他一切の社会的障壁（バリア）の除去を行う取組のこと。

病後児保育

病気の回復期にある児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業。

病児保育

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業。

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童のいる子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う組織のこと。

保育

乳幼児を適切な環境のもとで健康・安全で安定感を持って活動できるように養護するとともに、心身が健全に発達するように教育することを言います。基本的に乳幼児を養護し教育することであり、「養護」と「教育」が一体として行うこととしている。

保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市区町村が、国の策定する基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。

【参考】認定区分

- ・ 1号認定：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども。
- ・ 2号認定：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）。
- ・ 3号認定：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）。

放課後子ども教室

放課後に校庭や教室を開放し、子ども達の安心安全な居場所をつくり、地域住民の協力によってスポーツや文化、学習活動を実施する事業。

放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。本市においては「学童クラブ」という名称で実施しており、事業の利用には育成料が必要となります。

放課後等デイサービス

就学中の障害のある児童を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や放課後等の居場所の提供を行うサービスです。

■ や 行

ユニバーサルデザイン

文化、言語、国籍の違い、老若男女といった差異、障害、能力の如何を問わず利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）を言う。

幼稚園

学校の一つで、満3歳から小学校就学前までの幼児を対象とし、適切な環境の中で心身の発達を助長する教育を行う施設。

要保護児童対策地域協議会

平成16年の「児童福祉法」改正により法定化された、市区町村における児童家庭相談体制強化を図るための協議会。虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や援助、保護を図るため、地域の関係機関や民間団体等が情報や考え方を共有し、適切な連携の下で援助していくためのネットワークで、平成20年の改正児童福祉法により、協議会の支援の対象として「特定妊婦」（出産後の養育について出産前においての支援が特に必要と認められる妊婦）や要支援児童、およびその保護者も含まれることになった。

■ ら 行

連携施設

家庭的保育事業や小規模保育事業等の地域型保育事業所が、利用する乳幼児に安定的な保育を行うため、保育内容の支援や代替保育の協力を得るほか、満3歳の卒園後も引き続き保育が提供されるよう受け入れを行うために幼稚園、保育所、認定こども園等と連携する施設のこと。

■ わ 行

ワーク・ライフ・バランス

働くすべての人々が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

資料2 昭島市子ども・子育て会議条例

平成25年6月21日条例第22号

昭島市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、昭島市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

- (1) 行政機関を代表する者 2人以内
- (2) 事業主を代表する者 1人以内
- (3) 労働者を代表する者 1人以内
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 3人以内
- (5) 学識経験のある者 2人以内
- (6) 公募による市民 3人以内

2 市長は、委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱することができる。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、子ども・子育て会議の議長となる。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例（平成10年昭島市条例第2号）第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、子ども・子育て会議の議決により非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(昭島市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 昭島市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年昭島市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1 児童福祉審議会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日額	10,000円
-------------	----	---------

資料3 昭島市子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏名	所属団体等	備考
学識経験のある者	◎宮崎 豊	玉川大学教育学部 教授	
	○藤井 常文	明星大学人文学部 常勤教授	令和元年 7月31日まで
	○石田 健太郎	明星大学教育学部 准教授	令和元年 8月1日から
行政機関を代表する者	鈴木 香奈子	立川児童相談所 所長	
	瀧島 啓司	昭島市立 東小学校 校長	
事業主を代表する者	須永 晴美	フォスター電機株式会社	
労働者を代表する者	西澤 洋司	タチエス労働組合 執行委員長	
子ども・子育て支援事業に従事する者	常木 浩史	昭島市私立幼稚園協会 会長	
	岡崎 淳	昭島市保育園長会 会長	
	島田 良許	株式会社トイボックス つみき保育園 園長	
公募による市民	藤田 悦子	市民委員	
	青山 志津子	市民委員	
	林 麻衣子	市民委員	平成31年 4月30日まで
	高橋 明子	市民委員	令和元年 8月1日から

※「氏名」欄の「◎」印：会長、「○」印：副会長

資料4 昭島市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会要綱

(設置)

第1条 昭島市における子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)を策定し、事業計画の進捗状況を確認するため、昭島市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業計画の策定に関すること。
- (2) 事業計画の進捗状況の確認に関すること。
- (3) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、子ども家庭部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、保健福祉部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の構成員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、子ども子育て支援担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月18日から実施する。

別表（第3条関係）

1	企画部企画政策課長
2	市民部生活コミュニティ課長
3	市民部産業活性課長
4	保健福祉部福祉総務課長
5	保健福祉部健康課長
6	子ども家庭部子ども育成課長
7	都市整備部管理課長
8	学校教育部主任指導主事
9	生涯学習部社会教育課長

資料5 昭島市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会委員名簿

所 属	氏 名
子ども家庭部長	◎板野 浩二
保健福祉部長	○佐藤 一夫
企画部企画政策課長	青柳 裕二
市民部生活コミュニティ課長	関野 実
市民部産業活性課長	薬袋 州子
保健福祉部福祉総務課長	山崎 慎弥
保健福祉部健康課長	倉片 久美子
子ども家庭部子ども育成課長	小川 雅義
都市整備部管理課長	橋本 博司
学校教育部主任指導主事	長崎 将幸
生涯学習部社会教育課長	伊藤 雅彦

※「氏名」欄の「◎」印：委員長、「○」印：副委員長

資料6 計画検討の経過

年月日	実施内容
平成30年11月20日	平成30年度 第1回 子ども・子育て会議 ・「計画策定に関するニーズ調査」(案)について
平成31年1月4日～ 1月21日	「計画策定に関するニーズ調査」実施
1月31日	平成30年度 第2回 子ども・子育て会議 ・教育・保育施設/地域子ども・子育て支援事業の進捗状況について
1月31日～ 2月23日	「市内子育て関連団体等 / 市内幼稚園・保育園運営法人等 ヒアリング調査」実施
3月14日	平成30年度 第3回 子ども・子育て会議 ・「ニーズ調査」の集計結果について ・「ヒアリング調査」の結果概要について
令和元年5月31日	令和元年度 第1回 子ども・子育て会議 ・「子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査報告書」について
7月1日	令和元年度 第2回 子ども・子育て会議 ・教育・保育施設/地域子ども・子育て支援事業の進捗状況について ・提供区域の設定について ・量の見込みの算出と数値(暫定)について
8月23日	令和元年度 第3回 子ども・子育て会議 ・「昭島市次世代育成支援後期行動計画」掲載事業の承継について
10月2日	令和元年度 第4回 子ども・子育て会議 ・第2期計画(骨子案・素案)について
11月7日	令和元年度 第5回 子ども・子育て会議 ・第2期計画(素案)について
11月21日	令和元年度 第6回 子ども・子育て会議 ・第2期計画(素案)について
令和元年12月23日～ 令和2年1月21日	パブリックコメント(市民等意見募集)の実施
1月31日	令和元年度 第7回 子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの結果について

資料7 第2期昭島市子ども子育て支援事業計画（素案）にか かる意見募集（パブリックコメント）について

（1）概要

① 目的

第2期昭島市子ども子育て支援事業計画を策定するにあたり、本事業計画素案について広く市民の意見を伺い、参考とする。

② 募集期間

令和元年12月23日（月）から令和2年1月21日（火）まで

（2）意見の提出について

① 意見を提出した人の数 4人

② 意見の提出方法

郵送 1件

電子メール 3件

③ 寄せられた意見の数

総数 40件

内本計画の対象となるもの 22件

第2期昭島市子ども子育て支援事業計画（素案）に係るパブリックコメントの結果について

No.	該当ページ	該当項目	意見の要旨	市の考え方
1	49	子どもの人格を尊重した取組への支援	<p>児童の権利に関する条約を学校で更に取り上げること。</p> <p>ダイバーシティな社会を実現するため、人格及び人権を尊重する人権教育を行うことが必要。</p>	<p>第4章 事業番号4「人権教育の推進」等に盛り込まれており、教育活動全体を通して計画的に実施いたします。</p>
2			<p>適応指導教室の名称は、学校に適應することが出来ないというレッテルを貼られ、また、指導教室の響きも自分を矯正されるイメージを受ける。導くというより、共育するという観点で運営が行われるよう名称の変更を望む。</p>	<p>適応指導教室の名称については、表記を修正いたします。</p>
3	54	次世代の親の育成	<p>若い親だけでなく高齢出産で初めて親になった人も含めた計画であること。</p>	<p>ご意見を踏まえ、若い親だけではなくすべての子育て世代を対象とした表記にいたします。</p>
4	58	妊娠・出産・育児への一貫した支援	<p>助産師会等と協力し、定期的な検診以外にも月々に身体測定及び育児相談を実施し、児童虐待防止や親の情報交換の場を設けてほしい。</p> <p>フェイスブックやライン等を活用し、幅広い世代の親へ情報発信の工夫を行うこと。</p>	<p>子育て世代包括支援センターにおいて、定期健診のほか、月1回保健師等による育児相談、週に1回助産師による相談を行っています。</p> <p>情報発信については、広報紙、ホームページ、子育てアプリを活用し啓発を行っておりますが、引き続き更なる情報発信に努めてまいります。</p>
5	62	アキシマエンス等を利用した子ども向け講座の開催	<p>4年生以上の子を持つ親は、塾や習い事などの行き場所を有償で確保しているが、子どもの放課後の過ごし方で困っている。アキシマエンスで子どもが安心して過ごせる場を確保してほしい。</p>	<p>第4章 事業番号84「アキシマエンス等を利用した子ども向け講座の開設等」の事業の中で、ご意見を踏まえながら計画を推進してまいります。</p>

No.	該当ページ	該当項目	意見の要旨	市の考え方
6	62	公園・児童遊園等整備の充実	<p>市内に体を使って遊び、自主的に活動できるプレーパークなどの場を実現してほしい。</p> <p>他の学年及び学校の友達と知り合い、ボール遊びやスポーツもできる場所がほしい。</p>	<p>プレーパークを実施する他市の状況も踏まえ、周辺住民への影響を鑑みた場所の選定や、遊びを見守る支援者の配置など、管理運営上の課題もあるため、設置は困難と考えております。</p>
7			<p>昭和公園にプレーパークの開設を。</p>	
8	72	教育・保育給付の需要量の見込みと確保計画	<p>P10 では市の人口は転入が転出を上回る社会増の状態があり、P17～19 では保育園・学童クラブの待機児童が発生する現状があり、現状の施設数・定員数では保育需要がカバーしきれていない。P75 では、待機児童への対応として立川基地跡地の施設新設計画があり、早急な対応を望む。</p> <p>東中神の国際法務総合センター等の稼働により、周辺の保育園への入所も増加している。当センター内へ事業所内保育施設を設置できないか。産休・育休明けは特に仕事継続の可否で窮している。安心して育児と仕事ができる環境をぜひ整えてほしい。また、保育士の待遇改善も検討してほしい。</p>	<p>東中神駅周辺の開発に伴う保育需要については、既存園の改築による定員増をはじめ、立川基地跡地における教育保育施設の計画的な設置を行い、保育需要への対応に努めてまいります。国際法務センターへの事業所内保育施設の設置につきましては、既に稼働しているため設置は困難と考えております。</p> <p>保育士の処遇改善については、国及び東京都の補助事業を活用いただくほか、今年度より保育士の負担軽減を図るための人員配置にかかる補助事業を実施しておりますが、引き続き安心して子どもたちの教育・保育運営を行っていただけるよう努めてまいります。</p>

No.	該当ページ	該当項目	意見の要旨	市の考え方
9	81	放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	<p>児童福祉法改正により、学童保育は小学校6年生まで拡大されていますが、市の学童クラブは当面3年生までの受け入れと聞いている。素案へ具体的な数値目標を設定し対応してほしい。学童保育のキャパシティの限界も理解するが、夏休みだけでも安全な場所へ預けたい。学校等からの不審者情報を受け、地域において子どもが安全に過ごせる状況ではないと不安に感じる。</p> <p>学童クラブで提供される駄菓子などのおやつは、添加物などが心配される。食育・健康増進の観点から、小魚、乳製品などを積極的に取り入れてほしい。</p>	<p>放課後児童健全育成事業(学童クラブ)につきましては、現状待機児童がいる中で、その解消に向け取り組んでいるところです。</p> <p>対象年齢の拡充につきましては、高学年児童に対応する施設整備及び備品の配置等の課題があることから、当分の間は現状どおりの運営とせざるを得ない状況であると考えておりますが、引き続き多角的に検討してまいります。</p>
10			<p>働く親や子どもへのフォローが次世代の子育て支援へと繋がり、働きながら子育てできる子育て支援に手厚い昭島市のポジション確立への近道となる。</p>	<p>おやつにつきましては、子どもの健康に考慮した安心・安全なおやつの提供に努めてまいります。</p>
11			<p>学童のおやつについて、低価格でのやりくりは理解するが、多くの添加物を含むものを食べさせるのはやめてほしい。</p> <p>果物や自然食品を取り入れるなどの気遣いがほしい。</p> <p>以前は、先生と一緒におやつを作って食べたこともあります。</p>	<p>夏休み等長期休業期間中の学童クラブの利用については、利用人数の把握が必要であるほか、児童数に対する面積や支援員の配置基準などの課題もあるため、スポット利用には困難性があると考えております。</p> <p>また、給食センターを活用した昼食の提供につきましては、配送や保存など様々な課題があるため困難性があると考えております。</p>
12			<p>おやつや行事にかかる予算が安価なため、品質の悪い材料のものや保存の効くものを利用している。市の委託団体が、保存料や着色料などを含む食べ物を、将来を担う子どもたちへ与えることは食育に反すると思う。</p>	

No.	該当ページ	該当項目	意見の要旨	市の考え方
13	81	放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	<p>手作りのおやつや軽食は衛生上禁止されているため、スーパーやファーストフードが利用されている。</p> <p>ホットケーキや焼きそば、おにぎりなどの手作りの軽食(おやつ)も提供してほしい。手作りの方がコストパフォーマンスも良いと聞いた。</p>	前述と同様。
14			<p>夏休み中の昼食を提供してほしい。給食センターを利用すれば可能ではないか。</p>	
15			<p>小学校1年生から6年生までの学童が安心・安全に過ごせる場所を確保すること。学習・各種体験活動の場が提供されるべきである。受け入れる学年の範囲拡大を求める。</p>	
16			<p>学童保育の拡充が難しい場合、学童クラブ卒所後の居場所確保の制度化を望む。働く親は、長期休暇時の子どもの居場所確保に苦慮している。新設される複合施設やぱれっと等を利用し、卒所した小学生が恒常的に安全に過ごせる場所やプログラムを作ってほしい。</p>	
17			<p>働いている上で、学童クラブはなくてはならないものです。4年生以降、親がいない時間を子どもはどう過ごせばよいでしょうか。平日は、放課後子ども教室があるが、夏休みなどは非常に心配です。高学年においても、毎日でも何かの時の拠り所として、学童クラブが居場所であってほしい。4年生以降の受け入れを望む。</p> <p>子どもも親も安心できる居場所として児童館の増設を望む。フルタイムの勤務を望むとき、利用料が発生しても、親子が小学生時代を乗り切るための検討を願う。</p>	

No.	該当ページ	該当項目	意見の要旨	市の考え方
18	81	放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	<p>学童クラブと放課後子ども教室の推進項目のみである。小学生の保護者から放課後や長期休暇の際に4年生から6年生が安全に過ごせる場所がないという声を度々耳にする。</p> <p>家庭以外の高学年の子どもの居場所が少なすぎると思う。</p>	前述と同様。
19	91	放課後子ども教室	<p>放課後子ども教室の実施日、時間を増やす(公園はボールの使用が出来ないので、夏休み・週末なども学校を開放してほしい)ことを望む。</p>	<p>放課後子ども教室の運営については、実施校ごとに運営体制を整備し、地域のボランティアの方のご協力により実施しております。現状が十分ではないとのご意見を踏まえ、引き続き事業の充実に向けた取組を推進してまいります。</p>
20			<p>放課後教室の充実を望む。市で人材バンクを作り、習字、絵画、竹馬のほかスキルを有する高齢者との交流などにより、子どもの好奇心を育てる場としてほしい。</p>	
21			<p>放課後子ども教室における見守りなどの支援者は高齢者が多く、一緒に遊ぶようなプレーリーダーの役割を果たしていない。遠くから眺める状況があり、改善を求める。</p>	
22	93	児童センター	<p>児童館は市内に1箇所のみ。遠い地区の小学生はいかに過ごせばよいのか。長期休暇中には、商業施設や公園に群れる子どもたちを見かける。児童館・学童クラブの増設計画や放課後子ども教室以外でも居場所の確保をお願いしたい。</p>	<p>児童館の増設については、既存施設の有効活用、複合化の際に、児童館機能の確保も視野に入れて多角的に検討いたします。</p>

第2期昭島市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和2年3月

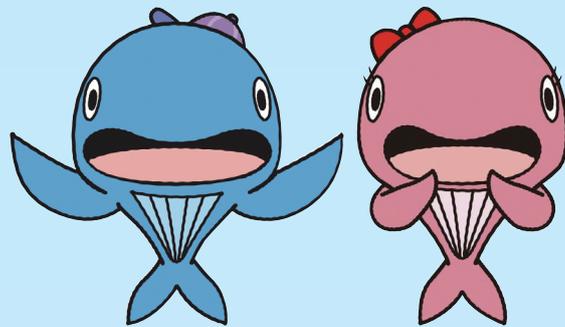
発行 昭島市

編集 昭島市子ども家庭部

〒196-8511 東京都昭島市田中町 1-17-1

TEL 042-544-5111

FAX 042-546-8855



昭島市公式キャラクター

アッキー&アイラン